

2023年度

矢崎グループ総合保障



募集パンフレット補足資料集

1. 死亡保障加入申込票(兼告知書)記入要領 . . . P1
2. 死亡保障告知の対象と重要事項 P5
3. 傷病補償・先進医療・がん補償・休業補償 P7
本人介護補償・レジャー補償・弁護士費用補償
親介護一時金補償 加入申込票(兼告知書)記入要領
4. 各種Q & A P11
5. 保険金一覧 P16
6. 重要事項説明 P28

※Y-プランの保障(補償)内容については「パンフレット」、
保険料については「保険料表」にてご確認ください。

新規加入、保険金額を増額する場合、告知が必要となります。

「新規加入」、「保険金額の変更(増額)」の場合

矢崎グループ総合保障「Y-プラン」(死亡保障：グループ生命保険)
加入申込票(兼告知書)記入要領

1 <申込日(告知日)>について

本紙 5.6 ページ、または、加入申込票(兼告知書)の③被保険者控の裏面を確認し、記入した日をご記入ください。

2 <所属コード>について

■矢崎総業、矢崎エナジーシステム、矢崎部品、矢崎計器の方
コードを7桁で記入ください。
不明な方は未記入で構いません。
■他のグループ会社の方
ご記入いただく必要はありません。

3 <氏名コード>について

【新規加入の場合】
■矢崎総業、矢崎エナジーシステム、矢崎部品、矢崎計器の方は頭に0を3桁記入し、氏名コード7桁をご記入ください。
■他のグループ会社の方
ご記入いただく必要はありません。

4 <ご本人>記入欄について

- ①「カナ氏名」をご記入ください。
- ②新規加入の場合は「漢字氏名」もご記入ください。
- ③「性別」に○印をご記入ください。
- ④「生年月日」をご記入ください。

【告知欄】
告知事項をご確認いただき「告知欄」の「なし」、「あり」をご記入ください。「あり」の場合はジョイントーナショナルへ連絡いただき、「被保険者告知書」をお取り寄せのうえ、ご記入・ご提出ください。

【申込・告知・同意印】
1枚目・2枚目に押印ください。
シャチハタ印、不鮮明・欠け・重ね押し・枠外への押印の場合は申込みの受け付けはできません。

【申込区分】
①新規加入の場合
「新規加入」に○印をご記入ください。
②保険金額を増額する場合
「変更」に○印をご記入ください。

5 <配偶者><お子さま>記入欄について

「<ご本人>記入欄について」と同様にご記入ください。
ご本人・配偶者は同一印での押印でも結構です。(下のお名前を含む印を除く)
20歳以上のお子さまの押印はご本人・配偶者と別印での押印となります。
<配偶者><お子さま>のみの変更でも<ご本人>欄の押印が必要になります。

6 <申込保険金額>について

- ①ご加入または変更希望の金額に○印をご記入ください。
- ②配偶者・お子さまが加入される場合は「ご本人」の保険金額を上回る金額の指定はできません。
- ③お子さまが加入される場合、加入資格のあるお子さまは全員加入する必要があります。加えて保険金額も同額となります。

7 <死亡保険金受取人>について

- 【新規加入の場合】
- 2親等以内の親族をご指定ください。
 - ①「カナ氏名」をご記入ください。
 - ②「漢字氏名」をご記入ください。
 - ③「続柄」(数字)は受取人が1人の場合は該当の番号へ○印を、2人目からは該当の番号を数字でご記入ください。
 - ④受取人数をご記入ください。
 - 「法定相続人」を指定される場合は、「被保険者の法定相続人(ヒホケンシャノハウテイソウゾクニン)」と記入、続柄は「9」(その他)へ○印をいただき、受取人数の記載は不要です。

2023 年度 矢崎グループ総合保障「Y-プラン」 団体定期保険 加入申込票(兼告知書)

団体名 矢崎総業株式会社 様 組織名 [新規・変更・脱退用] ① 保険会社用

三井住友海上あいおい生命保険株式会社 御中

●本契約向けに作成されたパンフレット等の内容(「団体定期保険契約概要・注意喚起情報」を含む。)を確認し、本書面に記載の個人情報の取扱いについて(保険金受取人を指定・変更の場合は保険金受取人とともに同意のうえ、加入申込みします。)

●3枚目(③被保険者控)の裏面に記載されている「確認事項」について確認・了承し加入申込みします。この保険の内容が被保険者の意向に合致することを確認のうえ加入申込みします。

●本書面に記載の事項は事実と相違ありません。

告知事項

1. 告知日から3か月以内に、医師(産業医を含みます。以下同じ。)の治療(注1)・投薬を受けたことがありますか。(ただし、【別表1】に記載の病気・症状については告知いただく必要はありません。)

2. 告知日から過去1年以内に、【別表2】の病気やけがで、次の①～③のいずれかに該当した事実がありますか。

① 2週間以上わたって医師の治療・投薬を受けた(注2)

② 2週間以上継続して入院した ③ 手術を受けた

※【別表1】(告知の対象とならない病気・症状)、【別表2】(告知の対象となる病気・症状)については、3枚目(③被保険者控)の裏面をご参照ください。

(注1)「治療」には、医師による診察・検査(健康診断・人間ドックを含みます。)を受けた結果、医師から再検査・治療・投薬・入院・手術のいずれかをすすめられること、もしくは療養の指示、生活の指導・アドバイスを受けることを含みます。以下同じ。

(注2)医師への初診日～治療終了日までの期間(受診日数ではありません。)が2週間以上である場合や、合計2週間分以上の投薬を受けた場合をいいます(病気の症状が一時的あるいは永続的に軽減した状態で、医師の経過観察および定期検査を受けている場合は、その間の日数を含みます。)

新規加入・増額をされる方は、左記の「告知事項」をご確認のうえ、下記「告知欄」の「なし」もしくは「あり」に○をご自身で記入してください。

いずれの告知事項にも該当しない場合は「なし」に、1つでも該当がある場合は「あり」に○をつけてください。「あり」に○をつけた方については、別途「被保険者告知書」をお取り寄せのうえご記入・ご提出ください。

被保険者名	性別	元号	生年月日	告知欄	申込・告知・同意印	申込区分	申込保険金額	現在加入保険金額	死亡保険金受取人(新規指定または変更される場合のみ)	続柄	受取人数	受取人数2名以上のとき、2人目以降の方の氏名、続柄、受取割合を記入	現在の死亡保険金受取人
ご本人 ミホン 太郎	男	昭和	60 年 4 月 8 日	なし	印	新規加入	3000 万円 2500 万円 2000 万円 1500 万円	500 万円	ミホン ハナコ	1	2	ミホン カズオ 見本 和男	ミホン ハナコ
配偶者 ミホン 花子	女	昭和	60 年 4 月 1 日	なし	印	新規加入	500 万円 300 万円		ミホン 太郎				
お子さま													
おま													

※新規加入・加入内容の変更・脱退する方の押印が必要です。
※配偶者・お子さまのみの変更でも、必ずご本人も押印ください。
※1枚目から3枚目を押印のうえ、1・2枚目をご提出ください。

いずれかに○をしてください

本申込票による加入・変更申込みは、上記の「加入年月日」から効力を開始します。
死亡保険金受取人について、当該効力開始日より前の変更をご希望の場合は、団体窓口より別途専用の書面をお取り寄せのうえお手続きください。

生保本社	3 次	2 次	処 理	受 付
------	-----	-----	-----	-----

現在のご加入内容のまま、「継続」する場合は、お手続きは不要です。

矢崎グループ総合保障「Y-プラン」(死亡保障：グループ生命保険) 加入申込票(兼告知書)記入要領

「保険金額変更(減額)」 「死亡保険金受取人変更」「改姓」「脱退」の場合

1 <申込日>について
本紙 5.6 ページ、または、加入申込票(兼告知書)の③被保険者控の裏面を確認し、記入した日をご記入ください。

2 <ご本人>記入欄について
①「カナ氏名」をご記入ください。
②「性別」に○印をご記入ください。
③「生年月日」をご記入ください。
【申込・告知・同意印】
1枚目・2枚目に押印ください。
シャチハタ印、不鮮明・欠け・重ね押し・枠外への押印の場合は申込みの受け付けはできません。
【申込区分】
①保険金額を減額・死亡保険金受取人を変更・改姓する場合「変更」に○印をご記入ください。
②「脱退」をする場合「脱退」に○印をご記入ください。

3 <配偶者><お子さま>記入欄について
「<ご本人>記入欄について」と同様にご記入ください。
ご本人・配偶者は同一印での押印でも結構です。(下のお名前を含む印を除く)20歳以上のお子さまの押印はご本人・配偶者と別印での押印となります。
<配偶者><お子さま>のみの変更でも<ご本人>欄の押印が必要になります。

4 <申込保険金額>について
【保険金額の減額をする場合】
①変更希望の金額に○印をご記入ください。
②配偶者・お子さまが加入されている場合は「ご本人」の保険金額を上回る金額の指定はできません。
③お子さまが加入されている場合、加入資格のあるお子さまは全員加入する必要があります。加えて保険金額も同額となります。

5 <死亡保険金受取人>について
【死亡保険金受取人の変更をする場合】
■2親等以内の親族をご指定ください。
①「カナ氏名」をご記入ください。
②「漢字氏名」をご記入ください。
③「続柄」(数字)は受取人が1人の場合は該当の番号へ○印を、2人目からは該当の番号を数字でご記入ください。
④受取人数をご記入ください。
■「法定相続人」を指定される場合は、「被保険者の法定相続人(ヒホケンシャノハウテイソウゾクニン)」と記入、続柄は「9」(その他)へ○印をいただき、受取人数の記載は不要です。

2023年度 矢崎グループ総合保障「Y-プラン」 団体定期保険 加入申込票(兼告知書)

団体名 矢崎総業株式会社 様 組織名 [新規・変更・脱退用] ① 保険会社用

三井住友海上あいおい生命保険株式会社 御中

●本契約向けに作成されたパンフレット等の内容(「団体定期保険契約概要・注意喚起情報」を含む。)を確認し、本書面記載の個人情報の取扱について(保険金受取人を指定・変更の場合は保険金受取人とともに同意のうえ、加入申込みします。)

●3枚目(③被保険者控)の裏面に記載されている「確認事項」について確認・了承し加入申込みします。
●この保険の内容が被保険者の意向に合致することを確認のうえ加入申込みします。
●本書面に記載の事項は事実と相違ありません。

告知事項
1.告知日から3か月以内に、医師(産業医を含みます。以下同じ。)の治療(※1)・投薬を受けたことがありますか。(ただし、【別表1】に記載の病気・症状については告知いただく必要はありません。)
2.告知日から過去1年以内に、【別表2】の病気やけがで、次の①～③のいずれかに該当した事実がありますか。
① 2週間以上にわたって医師の治療・投薬を受けた(※2)
② 2週間以上継続して入院した ③ 手術を受けた
※【別表1】(告知の対象とならない病気・症状)、【別表2】(告知の対象となる病気・症状)については、3枚目(③被保険者控)の裏面をご参照ください。
(注1)「治療」には、医師による診察・検査(健康診断・人間ドックを含みます。)を受けた結果、医師から再検査・治療・投薬・入院・手術のいずれかをすすめられること、もしくは療養の指示、生活の指導・アドバイスを受けることを含みます。以下同じ。
(注2)医師への初診日～治療終了日までの期間(受診日数ではありません)が2週間以上である場合や、合計2週間分以上の投薬を受けた場合をいいます(病気の症状が一時的あるいは永続的に軽減した状態で、医師の経過観察および定期検査を受けている場合は、その間の日数を含みます)。

新規加入・増額をされる方は、左記の「告知事項」をご確認のうえ、下記「告知欄」の「なし」もしくは「あり」に○をご自身で記入してください。
いずれの告知事項にも該当しない場合は「なし」に、1つでも該当がある場合は「あり」に○をつけてください。
「あり」に○をつけた方については、別途「被保険者告知書」をお取り寄せのうえご記入、ご提出ください。

被保険者名	性別	元号	生年月日	告知欄	申込・告知・同意印	申込区分	申込保険金額	現在加入保険金額	死亡保険金受取人(新規指定または変更される場合のみ)	続柄	受取人数	受取人数2名以上のとき、2人目以降の方の氏名、続柄、受取割合を記入	現在の死亡保険金受取人
ご本人 ミホン タロウ 見本 太郎	男	昭和	60 4 8	なし あり	印	新規加入 変更 脱退	3000 2500 2000 1500	1,000	ミホン ハナコ 見本 花子	1 2	2	カズオ 和男 見本 和男 (割合)	ミホン ハナコ
配偶者 ミホン ハナコ 見本 花子	女	昭和	60 4 1	なし あり	印	新規加入 変更 脱退	1000 500 300	500		5			ミホン タロウ
お子さま ミホン ジロウ 見本 二郎	男	令和	25 3 1	なし あり	印	新規加入 変更 脱退	300 100	100	主たる被保険者(ご本人)				
お子さま									主たる被保険者(ご本人)				
お子さま									主たる被保険者(ご本人)				
お子さま									主たる被保険者(ご本人)				
お子さま									主たる被保険者(ご本人)				

お子さまは全員同一の保険金額です

本申込票による加入・変更申込みは、上記の「加入年月日」から効力を開始します。
死亡保険金受取人について、当該効力開始日より前の変更をご希望の場合は、団体窓口より別途専用の書面をお取り寄せのうえお手続きください。

3次 2次 処理 受付
生保本社

※新規加入・加入内容の変更・脱退する方の押印が必要です。
※配偶者・お子さまのみの変更でも、必ずご本人も押印ください。
※1枚目から3枚目を押印のうえ、1・2枚目をご提出ください。

<改姓>について
【改姓する場合】
印字されている名前を二重線で抹消後、1枚目・2枚目に押印いただき、変更後の氏名をご記入ください。

テホン タロウ
ミホン タロウ
手本 太郎
見本 太郎

死亡保障告知の対象と重要事項

【別表1】告知の対象とならない病気・症状（現在、入院されている方、今後、入院や手術を予定されている方は告知が必要です。）

現在治療中でも告知不要の病気・症状（入院歴および入院予定がないものに限ります）	花粉症、アレルギー性鼻炎、虫歯、結膜炎、副鼻腔炎、ちくのう症、水虫、たむし、アトピー性皮膚炎
完治している場合、告知いただく必要のない病気・症状	かぜ、インフルエンザ、へんとう炎、急性気管支炎、口内炎、虫垂炎、中耳炎、外耳炎、はしか、痔疾
現在完治している、あるいは完治していないが仕事または日常生活に支障がない病気・症状	ぎっくり腰、頸椎捻挫、坐骨神経痛、椎間板ヘルニア、腱鞘炎、変形性関節症、更年期障がい、妊娠悪阻（つわり）、妊娠中毒症、妊娠高血圧症、切迫流産、後遺症にいたらないけが、火傷

【別表2】告知の対象となる病気・症状

ア 循環器系疾患	高血圧症、不整脈、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症
イ 中枢神経系疾患	脳卒中（脳出血、脳こうそく、くも膜下出血）、脳動脈瘤
ウ 内分泌、代謝系疾患	糖尿病、高脂血症・脂質異常症、高尿酸血症（痛風）、甲状腺の病気
エ 呼吸器系疾患、感染症	（気管支）ぜんそく、慢性気管支炎、肺結核、肺気腫、気管支拡張症
オ 消化器系疾患	胃かいよう、十二指腸かいよう、かいよう性大腸炎、すい（臓）炎、クローン病、肝炎（肝炎ウイルス感染を含みます）、肝硬変、肝機能障がい、胆石
カ 泌尿器系疾患	腎炎、ネフローゼ、腎不全、のう胞腎、腎（尿路）結石、前立腺の病気
キ 精神・神経系疾患	精神病、統合失調症、うつ病、双極性障がい（躁うつ病）、ノイローゼ、神経症、パニック症候群、アルコール依存症、薬物依存症、不眠症、てんかん、自律神経失調症
ク 眼科系疾患	白内障、緑内障、網膜（もうまく）の病気、角膜の病気、眼底出血
ケ 婦人科系疾患	子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、乳腺の病気（乳腺症を含みます）
コ 腫瘍（しゅよう）・がん	がん、肉腫、白血病、腫瘍（しゅよう）、ポリープ、異形成、異型上皮
サ その他	リウマチ（慢性関節リウマチ、リウマチ熱、リウマチ性心疾患）、こうげん病、睡眠時無呼吸症候群、動脈瘤、動脈炎、静脈血栓症、貧血症、しはん病

告知に関する重要事項

I. 告知の重要性に関する事項について

現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といい、ご契約者や被保険者には告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方等が無条件に加入された場合、保険料負担の公平性が保たれません。ご加入のお申込みにあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態等について引受保険会社所定の書面（以下「告知書」といいます。）で引受保険会社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。

II. 告知受領権に関する事項について

生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）、代理店や保険契約者等の職員等は告知を受領する権利がなく、口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。告知をされる場合は、引受保険会社所定の「告知書」をご提出ください。

III. 傷病歴がある方でも引受可能なケースがあることについて

引受保険会社では、ご契約者間の公平性を保つため、加入申込者のお身体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。傷病歴等がある場合でも、その内容によってはお引受けすることがありますので、ありのままを正確に告知してください。なお、その内容によってはお引受けできないこともあります。

IV. 正しく告知されない場合のデメリットに関する事項について

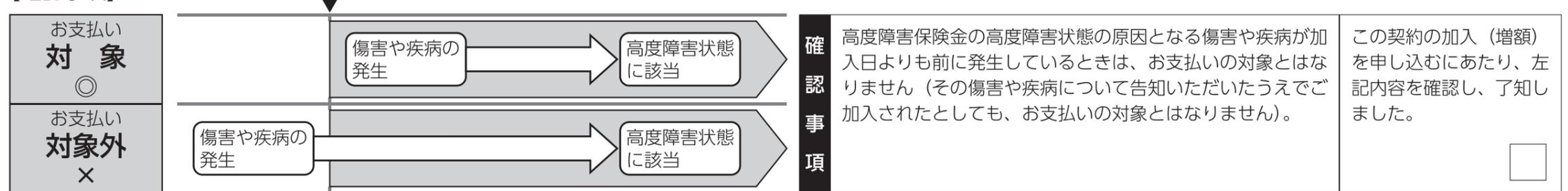
告知いただくことがらは、「告知書」に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合「告知義務違反」としてご契約が解除されることがあり、保険金等が支払われない場合があります。また、既に払い込まれた保険料については、返金されない場合があります。

※上記の場合以外にも、ご加入時の状況等により、保険金等が支払われない場合があります。

例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にも取消となる場合があります。また、取消となった場合には既に払い込まれた保険料については返金されません。

※生命保険募集人（代理店）が、お客さまの告知に際し、事実を告知することを妨げたり、あるいは事実と違うことを告知するよう勧めた場合には「告知義務違反」としてご契約が解除されることはありません。ただし、このような行為があったとしても、「告知書」で引受保険会社がおたずねすることについて、事実を告知されなかったり事実と違うことを告知されたら認められる場合には、「告知義務違反」としてご契約が解除されることがあり、保険金等が支払われない場合があります。

【確認事項】



疾病が完治した場合、再告知いただけます。

再告知の場合

◆再告知とは◆

ご加入時の告知で、一部の病気・症状が補償の対象外でご契約されている場合、その疾病が完治したあとに再度告知をし、対象外だった病気・症状も補償の範囲に含めることをいいます。

※再告知の内容によっては補償範囲に含めることができない場合もございます。

(例：ツウフウ・ヒンケツ・ネンザ・白内障
疾病コード99妊娠または分娩に伴う病気・
症状 など)

疾病コード	補償対象外とする疾病・症状名
R 0	コレステロール高め LDL157

1 申込日

- ◆申込日
- ◆申込人氏名(カナ)
- ◆所属コード
- ※所属コードが不明な方は未記入で構いません。
- ◆日中ご連絡の取れる携帯番号
- ◆住所
- ◆申込印は、1枚目・2枚目に押印ください。(シャチハタ・不鮮明・重ね押しは受付ができません。)

2 被保険者欄 / 補償欄

- ◆告知事項確認印兼個人情報取扱同意印は、1枚目と2枚目に押印ください。(シャチハタ・不鮮明・重ね押しは受付ができません。)

矢崎グループ総合保障「Y-プラン」 (傷病補償・先進医療・がん補償・休業補償・本人介護補償・レジャー補償・弁護士費用補償・親介護一時金補償) 加入申込票(兼告知書)記入要領

2023年度 矢崎グループ総合保障「Y-プラン」加入申込票(兼告知書)(団体総合生活補償保険)

1枚目・2枚目に押印してください。重要事項のご説明を確認し、申込内容が意向に沿ったものであることを確認するとともに個人情報取扱いに同意のうえ、加入を申し込みます。

申込日 令和5年4月15日 事業所名 ミホントラウ 所属コード 1234567 携番号 Y0012345 住所 (カナ)

申込締切日:2023年5月10日(水) 保険期間(ご契約期間):2023年7月21日16時から1年間 ジョットインターナショナル視野支店にご返送ください。

告知事項

告知不要

告知項目

告知日 令和5年4月15日

告知事項

告知不要

告知項目

告知日

区分	氏名	性別	生年月日	告知事項	告知日
01 本人	ミホントラウ	男	元 4月 8日	告知事項	告知日
02 配偶者	ミホンハナコ	女	2年 7月 31日	告知事項	告知日
03 兄弟姉妹	ミホンジロウ	男	28年 9月 10日	告知事項	告知日
04 子				告知事項	告知日
05 孫				告知事項	告知日

ご記入についての留意点

1. 印字記入内容を訂正される場合、二重線は抹消してください。
2. 満年齢は2023年7月21日時点の満年齢をご記入ください。
3. 補償内容に変更のない方は減額の方は告知不要です。補償の追加・増額をご希望の方は告知が必要です。
4. がん補償、休業補償、レジャー補償、弁護士費用補償に加入の場合は必ず傷病補償(カ)のみもしくは傷病補償とセットでご記入ください。先進医療費用補償、本人介護一時金補償、親介護一時金補償に加入の場合は必ず傷病補償(S1~S4、E1~E4)とセットでご記入ください。

項目名	備考欄	会社使用欄
告知事項		

申込票3枚目は加入者様控えとなりますので、ご提出の際は切り取ってパンフレット一式と一緒に大切に保管ください。

【2枚目裏面】

※他の保険契約 ※他の保険契約等の合計保険金額(日額)をご記入ください。

区分	被保険者氏名(カナ)	傷害死亡・後遺障害補償(日額)	傷害入院保険金(日額)	疾病入院保険金(日額)	がん入院保険金(日額)	障害年金(日額)	介護一時金(日額)	休業補償(日額)	レジャー補償(日額)	弁護士費用補償(日額)	親介護一時金(日額)
01 本人											
02 配偶者											
03 こども1											
04 こども2											
05 こども3											

※印の項目は、ご契約に際して引当保険会社が必ずおこなう重要な事項(告知事項)です。事実と相違する場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分にご確認のうえご回答(記入)ください。

保険金請求履歴 (注)他の保険会社等への保険金請求を含みます。過去3年以内に病気・ケガまたは事故で保険金(合計して5万円以上)を請求または受領したことがありますか? 「あり」の場合、被保険者ご本人に下記にご記入ください。

区分	被保険者氏名(カナ)	会社名	回数	合計金額
01 本人				
02 配偶者				
03 こども1				
04 こども2				
05 こども3				

3 告知欄について

- ◆告知欄 告知日と質問についてご記入ください。
- 男性: 質問1~質問2を回答
- 女性: 質問1~質問3を回答

同封の健康状態告知質問事項を確認のうえ、被保険者ご本人様がお返答ください。
印字されている「疾病コード」および「補償対象外とする疾病・症状名」に二重線・1枚目2枚目に押印をお願いします。
メタボリック検診の指摘事項については告知の対象にはなりません。

役員・従業員様専用

前年度契約保険料

新加入者番号

旧加入者番号

保険契約者: 矢崎商事株式会社
補償保険金取扱店: 株式会社ジョットインターナショナル
引当保険会社(請求先): あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
(2022年11月基準)R22-102961

73AP-8 1.ジョット控

Y-プランと他の保険契約等の保険金額の合計額が下記金額を超える場合にはご加入できませんのでご了承ください。

項目	金額
傷害死亡・後遺障害補償(日額)	15才未満 5,000万円
傷害入院保険金(日額)	15才以上 2億円
疾病入院保険金(日額)	15才未満 15,000円
がん入院保険金(日額)	15才以上 30,000円
障害年金(日額)	15才未満 10,000円
介護一時金(日額)	15才以上 20,000円
休業補償(日額)	生後15日以上15才未満 20,000円
レジャー補償(日額)	15才以上89才以下 30,000円
弁護士費用補償(日額)	生後15日以上15才未満 10,000円
親介護一時金(日額)	15才以上60才以下 15,000円
がん入院保険金(日額)	61才以上89才以下 10,000円
がん入院保険金(日額)	生後15日以上15才未満 20,000円
がん入院保険金(日額)	15才以上89才以下 30,000円
がん入院保険金(日額)	がん入院保険金(日額) 以下とします
日常生活賠償補償(日額)	3億円

各種Q&A

お手続きに関する Q&A

Q 今年の6月に結婚する予定ですが、今回の募集で婚約者は配偶者として加入できますか？

A 保険始期の2023年7月21日時点で配偶者であればご加入いただけます。

Q 子どもは何才から何才まで加入できますか？

A 2023年7月21日の保険始期時点のご年齢が下記年齢の場合にご加入いただけます。
 「死亡保障(グループ生命保険)」2才6か月(1日以上)~22才6か月の扶養の方
 (健康保険法に定める被保険者の範囲の子)
 「傷病補償」生後15日以上の方
 ※死亡保障(グループ生命保険)、傷病補償いずれも同居・別居は問いません。

Q 夫婦で矢崎グループ企業に勤務していますが、妻は配偶者で加入できますか？

A 配偶者も本人として加入頂くことを原則としています。
 ※同じ会社でなくてもY-プランを募集している会社に勤務している場合も同様です。

Q 海外勤務になります。海外勤務でも加入できますか？また海外でも保障(補償)されますか？

A 海外勤務の方もご加入いただけます。
 ただし、傷病補償、がん補償の先進医療の補償およびレジャー補償の日常生活賠償の示談交渉サービス、ホールインワン・アルバトロス費用補償、弁護士費用補償は、日本国内のみ補償の対象となりますのでご注意ください。

Q 子どもが結婚しましたが、引き続き加入できますか？

A 死亡保障以外の補償については、保険期間中にご結婚された場合でも、引き続きご加入いただけます。
 ※死亡保障は扶養から外れる場合は、脱退となります。

Q 両親は加入できますか？

A Y-プランではいずれの補償もご加入いただけません。
 ただし、親介護一時金補償については特約被保険者としてご加入いただけます。

Q 退職する予定ですが、保障(補償)はどうなりますか？

A 死亡保障については75才6か月、その他補償につきましては80才まで継続して加入できます。
 退職後は、パンフレットP.23~27をご覧ください。
 4月・5月退職の方は、ご退職後の保障(補償)に変更してお申込みが必要です。
 お手続き方法をご案内しますので取扱代理店: ジョットインターナショナルまでお問い合わせください。
 6月以降にご退職の方は、次年度からご退職後の保障(補償)に変更となります。

Q 保障(補償)内容を変更したいのですが。

A 保障(補償)内容を「増額」・「追加」したい場合は、「告知」が必要です。
 告知事項(質問事項)をご確認いただき、加入申込票(兼告知書)の告知欄を記入のうえ、ご提出ください。

Q 加入申込票の疾病コード欄に「病気・症状一覧表」の群名コード以外のコードが印字されている場合、補償対象外となる病気・症状は何になりますか？

A 下記の一覧表でご確認ください。

※ [補償対象外とする病気・症状一覧表]

群名コード	疾病	補償対象外とする病気・症状	群名コード	疾病	補償対象外とする病気・症状	群名コード	疾病	補償対象外とする病気・症状			
A1	脳・循環器系の疾病	●脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳こうそく、脳血栓、脳塞栓、一過性脳虚血発作(TIA)など) ●脳腫瘍 ●狭心症 ●動脈硬化症 ●心臓弁膜症 ●動脈狭窄症 ●心筋症 ●動脈瘤 ●心不全 ●心筋こうそく ●高血圧症(医師の治療を受けている場合、または治療を受けていない場合でも最低血圧110ミリ以上の場合) ●高脂血症・脂質異常症(高コレステロール血症を含みます) ●不整脈(心房・心室細動、心室頻拍、脚ブロックなど) ●先天性心疾患(心房・心室中隔欠損症、動脈管開存症、大動脈縮窄症、ファロー四徴症など)	C4	胃腸	●胃や腸のがん ●食道がん ●胃や腸の癌(胃がん、大腸がん) ●膵臓がん	F5	腎臓・泌尿器系	●慢性腎不全 ●ネフローゼ ●腎性高血圧症 ●腎臓結石 ●尿管結石 ●尿管狭窄 ●急性腎炎 ●慢性腎炎	X3	呼吸器系の疾病	●肺がん ●間質性肺炎 ●気管支ぜん息 ●動脈炎 ●結核 ●肺のう腫 ●肺線維症 ●肺腫瘍 ●慢性気管支炎 ●気管支拡張症 ●自然気胸 ●肺萎縮 ●咽頭がん ●肺炎 ●肺気腫
A2	内臓器系の疾病	●肝臓のがん ●肝硬変 ●慢性肝炎 ●B型肝炎 ●B型肝炎 ●急性肝炎 ●C型肝炎 ●慢性肝炎 ●急性肝炎 ●肝臓がん ●肝臓がん ●肝臓がん ●肝臓がん ●肝臓がん	C5	消化管系	●かいよう性大腸炎 ●胃腸炎 ●カローン病 ●大腸炎 ●胃がん ●膵臓炎 ●膵臓がん ●膵臓がん ●膵臓がん ●膵臓がん	G5	内分泌・代謝系	●糖尿病 ●甲状腺の病気	X4	肺・気管支	●結核 ●動脈炎 ●肺がん ●慢性気管支炎 ●ぜんそく ●肺気腫
A3	脳・循環器系の疾病	●脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血栓、脳塞栓) ●脳腫瘍 ●心筋梗塞 ●狭心症 ●動脈硬化症 ●心臓弁膜症 ●心筋症 ●心不全 ●動脈瘤 ●先天性心疾患 ●不整脈 ●高血圧症	D1	肝臓系の疾病	●肝臓のがん ●肝硬変 ●慢性肝炎 ●B型肝炎 ●B型肝炎 ●急性肝炎 ●C型肝炎 ●慢性肝炎 ●急性肝炎 ●肝臓がん ●肝臓がん ●肝臓がん	H1	婦人科系の疾病	●子宮がん ●卵巣がん ●卵巣がん ●子宮筋腫 ●子宮内膜症 ●子宮頸がん ●子宮頸がん ●子宮頸部異形成 ●卵巣のう腫 ●卵巣のう腫	X5	呼吸器系	●肺性心 ●気管支拡張症 ●慢性気管支炎 ●間質性肺炎 ●結核 ●自然気胸 ●けいふ ●肺炎 ●肺気腫 ●じん肺 ●じん肺 ●肺塞 ●肺のう腫 ●ぜんそく ●肺化膿症(肺膿瘍) ●胸膜炎(肋膜炎)
A4	循環器	●脳卒中 ●狭心症 ●脳出血 ●脳血栓 ●脳梗塞 ●動脈硬化症 ●脳軟化 ●動脈閉塞症 ●心臓弁膜症 ●高血圧症 ●心筋梗塞	D5	肝臓系	●食道静脈瘤 ●肝硬変 ●慢性肝炎 ●B型肝炎 ●C型肝炎 ●急性肝炎 ●A型肝炎 ●肝機能障害 ●黄胆	H3	乳房・子宮・卵巣の疾病	●子宮がん ●乳がん ●卵巣がん ●子宮筋腫 ●子宮内膜症 ●卵巣のう腫 ●乳腺症	H4	婦人科	●子宮がん ●子宮筋腫
A5	循環器系・神経系	●脳卒中(脳出血、脳血栓、くも膜下出血、脳こうそく、脳塞栓、失語症) ●心筋こうそく ●冠不全 ●心臓弁膜症 ●動脈硬化症 ●心筋症 ●脳炎 ●心不全 ●脳膜炎 ●狭心症 ●肺膿瘍 ●先天性心疾患 ●不整脈 ●心室細動 ●動脈瘤 ●高血圧症(最高血圧160mmHg以上、または最低血圧95mmHg以上) ●低血圧症(最高血圧100mmHg未満)	E1	胆のう・すい臓系の疾病	●胆のう・すい臓のがん ●すい炎 ●胆のうポリープ ●胆のう炎 ●胆石(症) ●胆管結石	H5	婦人科系	●子宮筋腫 ●子宮内膜症 ●子宮頸がん ●子宮頸がん ●子宮付随器炎 ●卵巣のう腫	Y1	骨・筋肉の疾病	●リウマチ(関節リウマチ、リウマチ熱、リウマチ性心疾患) ●骨髄カリエス ●後縦帯骨化症 ●筋ジストロフィー症 ●重症筋無力症 ●関節炎 ●骨髄炎 ●神経痛 ●頸肩腕症候群
C1	消化器系の疾病	●胃・腸のがん ●膵臓がん ●食道がん ●胃腸炎 ●かいよう性大腸炎 ●大腸炎 ●カローン病 ●胃・腸の癌(胃がん、大腸がん) ●膵臓がん ●膵臓がん	F1	腎臓・泌尿器系の疾病	●腎臓・膀胱・前立腺のがん ●慢性腎不全 ●慢性腎炎 ●急性腎炎 ●ネフローゼ ●慢性腎不全 ●のう腫 ●急性腎炎 ●尿管炎 ●すい炎 ●腎臓・膀胱・尿管などの結石 ●前立腺肥大症	M2	胆のう・すい臓系の疾病	●胆のう・すい臓のがん ●すい炎 ●胆のうポリープ ●胆のう炎 ●胆石(症) ●胆管結石	M3	肝臓・胆のう・すい臓の疾病	●肝臓・胆のう・すい臓のがん ●肝硬変 ●B型肝炎 ●C型肝炎 ●慢性肝炎 ●急性肝炎 ●すい炎 ●胆石(症) ●胆のう炎 ●肝臓がん ●肝臓がん
C2	消化器系の疾病	●胃・腸のがん ●膵臓がん ●食道がん ●胃腸炎 ●かいよう性大腸炎 ●大腸炎 ●カローン病 ●胃・腸の癌(胃がん、大腸がん) ●膵臓がん ●膵臓がん	F2	腎臓・泌尿器系の疾病	●慢性腎不全 ●慢性腎炎 ●急性腎炎 ●ネフローゼ ●慢性腎不全 ●のう腫 ●急性腎炎 ●尿管炎 ●すい炎 ●腎臓・膀胱・尿管などの結石 ●前立腺肥大症	M4	肝臓・胆のう・すい臓の疾病	●肝臓・胆のう・すい臓のがん ●肝硬変 ●胆石 ●肝臓がん ●肝臓がん ●胆のう炎 ●すい臓炎	X1	呼吸器系の疾病	●肺がん ●咽頭がん ●結核 ●肺のう腫 ●肺気腫 ●間質性肺炎 ●肺線維症 ●気管支ぜん息 ●肺炎 ●じん肺 ●けいふ ●肺のう腫 ●自然気胸 ●慢性気管支炎 ●気管支拡張症 ●胸膜炎(肋膜炎)
C3	消化器系の疾病	●胃・腸のがん ●膵臓がん ●食道がん ●胃腸炎 ●かいよう性大腸炎 ●大腸炎 ●カローン病 ●胃・腸の癌(胃がん、大腸がん) ●膵臓がん ●膵臓がん	F3	腎臓・泌尿器系の疾病	●腎臓・膀胱・前立腺のがん ●慢性腎不全 ●慢性腎炎 ●急性腎炎 ●ネフローゼ ●慢性腎不全 ●のう腫 ●急性腎炎 ●尿管炎 ●すい炎 ●腎臓・膀胱・尿管などの結石 ●前立腺肥大症	X2	呼吸器系の疾病	●肺がん ●咽頭がん ●結核 ●肺のう腫 ●肺気腫 ●間質性肺炎 ●肺線維症 ●気管支ぜん息 ●肺炎 ●じん肺 ●けいふ ●肺のう腫 ●自然気胸 ●慢性気管支炎 ●気管支拡張症 ●胸膜炎(肋膜炎)	X2	呼吸器系の疾病	●肺がん ●咽頭がん ●結核 ●肺のう腫 ●肺気腫 ●間質性肺炎 ●肺線維症 ●気管支ぜん息 ●肺炎 ●じん肺 ●けいふ ●肺のう腫 ●自然気胸 ●慢性気管支炎 ●気管支拡張症 ●胸膜炎(肋膜炎)

コード番号					
62	乳腺症	63	異常妊娠・帝王切開・鉗子分娩・その他の異常分娩	64	妊娠・分娩に伴う病気・症状(帝王切開を含みます)
67	白内障	68	緑内障	69	椎間板ヘルニア
70	腰痛症(ぎっくり腰など)	71	椎間板ヘルニア・腰痛(ぎっくり腰を含みます)	72	頸椎捻挫(むちうち症)
74	神経痛	75	関節リウマチ	77	慢性副鼻腔炎(蓄膿症)・慢性中耳炎
78	メニエール病・めまい	79	メニエール病	80	梅毒などの性病
81	梅毒・淋病	82	自律神経失調症	83	悪性貧血
84	痔・脱肛	86	高脂血症	87	痛風
88	てんかん	89	貧血症	90	RO (「特定疾病等対象外欄」に記載された病気・症状)
91	痔疾	92	蓄膿症	93	中耳炎
94	骨髄炎	95	バセドウ病	96	頭部外傷による後遺症
97	腸閉塞	98	職業病	99	補償開始日から1年以内に発病した妊娠・分娩に伴う病気・症状

Q 一度解約すると再加入はできないのですか？

A 次年度の募集時に再加入が可能です。(中途加入はできません。)ただし、告知を要する補償にご加入される際には告知が必要となります。告知の内容によっては、ご加入できない場合があります。
※ご退職されている方は、再加入いただけません。(パンフレットP.23~27)

Q 結婚して姓が変わりました。変更したいのですがどうすればいいですか？

A 加入申込票(兼告知書)に印字してある旧姓を新姓に変更して、訂正印を押印のうえ提出してください。保険期間中の変更は取扱代理店:ジョットインターナショナルまでご連絡ください。

Q 健康診断で要経過観察を指摘された項目があります。加入できますか？

A 指摘された項目について、その他補償については告知欄に該当する疾病コードや数値など細かく記載ください。死亡保障は、別紙「被保険者告知書」をご提出していただけます。

Q 健康状態告知の回答に「はい」となる項目が1つでもあると、新規加入・保障(補償)の増額はできないのですか？

A 死亡保障は、別紙「被保険者告知書」をご提出していただけます。
その他補償は、加入申込票(兼告知書)の告知欄に該当する疾病コード等をご記入いただけます。
加入できない場合につきましては、取扱代理店:ジョットインターナショナルよりご連絡致します。

Q 死亡保障の死亡保険金受取人を変更するにはどうしたらいいですか？

A 加入申込票(兼告知書)の「死亡保険金受取人(新規指定または変更される場合のみ)」欄にご記入ください。
2人以上指定される場合は、加入申込票(兼告知書)記入要領(P.3~4)をご参照ください。
保険期間中の変更は取扱代理店:ジョットインターナショナルまでご連絡ください。

Q 病院の検査結果を待っている状態ですが傷病補償に加入できますか？

A 病気・疾病名が不明な方や検査等の結果待ちの方は、病名・疾病名が判明するまで、傷病補償(S1型~S4型、先進医療Z型)、本人介護補償、休業補償にご加入できません。

補償に関する Q&A

Q 「ケガ」とはどのようなものをいうのでしょうか？

A ケガとは、「急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害」をいいます。
例えば、パソコン入力作業に伴う腱鞘炎、騒音中での労働に伴う難聴、ゴルフ・テニスなどのスポーツを繰り返すことに伴う疲労骨折、関節炎、靴擦れ、しもやけ、加齢による関節症・ヘルニアなどは上記要素を満たさないため、ケガではなく、疾病扱いとなります。

Q 「ケガ」による通院補償はいつまでの通院が補償対象となりますか？

A ケガをした日からその日を含めて180日以内の通院のうち、90日がお支払いの限度となります。
また、実際に通院しない場合でも、傷害を被った部位を固定するためにギブス等の固定具を常時装着した場合には、通院したものとみなす取扱いをする場合があります。
この取扱いには、対象とする症状、固定する部位、固定具の種類について、所定の条件があります。
なお、はり・きゅう・マッサージなどの施術は、医師の指示に基づかない限り補償対象外となります。

Q 帝王切開をして出産をしました。補償の対象となりますか？

A 公的医療保険制度の対象となる場合は、傷病補償の対象となります。
告知していただいた内容によって補償対象の可否が異なりますのでご注意ください。

Q 病気の「発病日」はどのように考えるのでしょうか？

A 初めて医師の診察を受けた時(初診日)となります。以前に同じ病気別の医療機関を受診されていた場合は、その別の医療機関の初診日が発病日となります。健康診断・人間ドックで初めて異常を指摘された場合は、健康診断・人間ドックの受診日が発病日となります。

Q 内視鏡による大腸ポリープの切除術をしました。入院はしていませんが対象となりますか？

A 公的医療保険制度の対象となる場合は、疾病補償の対象となりますので、正式な手術名をご確認ください(ただし、入院中の手術と、それ以外の手術の場合では、手術保険金の倍率が異なります)。
告知していただいた内容によって、補償対象の可否が異なりますのでご注意ください。

Q がん補償で「上皮内がん」「上皮内新生物」は補償されますか？

A 補償されます。

Q レジャー補償の携行品損害補償に夫が加入しています。夫の所有物を妻が壊してしまいました。対象になりますか？

A 夫が携行していない場合は、対象外です。
夫が携行していて一時的に妻が使用した場合等は、対象となることがあります。

Q レジャー補償(日常生活賠償補償)に加入しています。子どもが自転車走行中に歩行者と接触し、相手にケガをさせたのですが補償されますか？

A 法律上の損害賠償責任が発生した場合は、補償されます。
ただし事故の状況により歩行者に責任がある場合はお支払い金額が変わりますのでご注意ください。

Q 医療保険とがん保険ともに先進医療に加入することはできますか？

A できます。その場合、医療保険の先進医療費用保険金額1,000万円にがん保険のがん先進医療費用保険金額が上乗せとなります。がんと診断確定された場合、そのがんの治療のための先進医療を受けた際の支払い上限金額が変わります。

Q 子どもが学校から借りているタブレットを誤って壊してしまいました。レジャー補償またはレジャー補償(受託物賠償責任補償)に加入していますが、補償されますか？

A レジャー補償(受託物賠償責任補償)で補償されます。(2022年7月21日より)

Q 歩行中、自転車に追突されてケガをしました。示談交渉を弁護士へ依頼するのですが、その費用は補償されますか？

A 弁護士費用補償で補償されます。(2022年7月21日より)

その他 Q&A

Q Y-プランは掛け捨てですか？

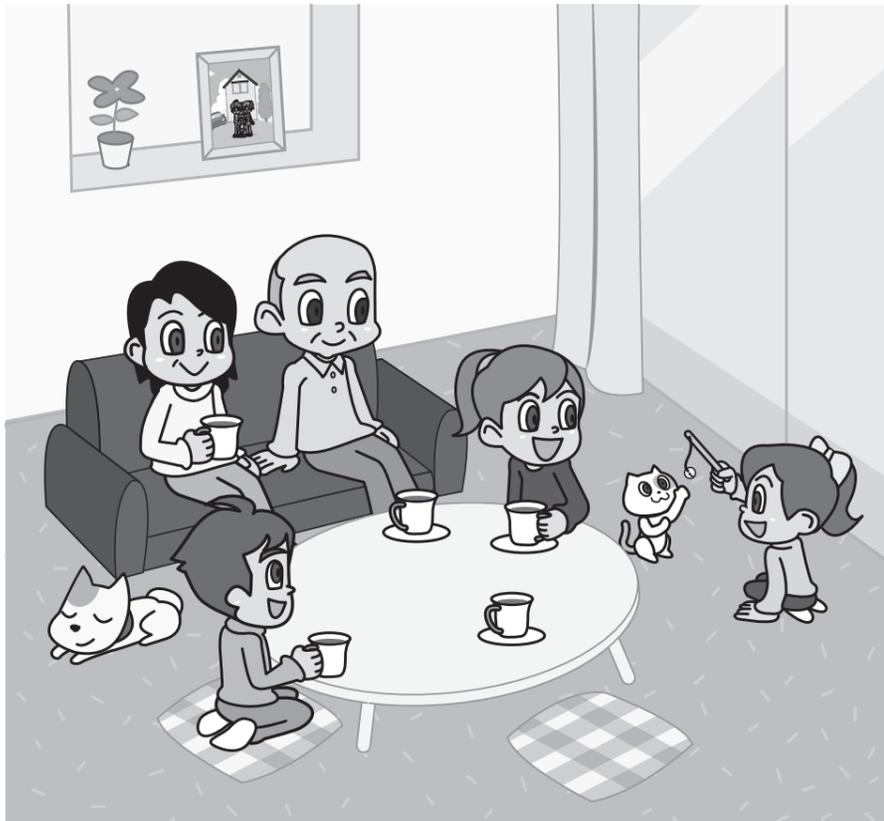
A ・はい、掛け捨てです。
ただし死亡保障については剰余金があった場合は配当金のお支払いがあります。

Q Y-プランは年末調整の保険料控除の対象になりますか？

A ・死亡保障は（一般）生命保険料控除の対象となります。
・死亡保障以外の補償は、全てが対象になるわけではなく、払い込みいただいた保険料のうちご加入の内容により所定の金額については、税法上の生命保険料控除の対象となります。
・税法上の取扱いについては、2023年1月現在の税制に基づいた記載です。
上記取扱いは今後の税制改正により変更となる場合がありますのでご注意ください。

Q 加入者証はいつ届きますか？

A 矢崎グループ4社※にお勤めの方で国内勤務・国内企業へ出向中の方はご自宅住所宛に送付致します。海外勤務の方はe-mailにてご案内致します。子会社にお勤めの方は勤務先会社宛に送付致します。退職者さまについては9月下旬にご自宅へ送付致します。
※矢崎総業株式会社、矢崎部品株式会社、矢崎エナジーシステム株式会社、矢崎計器株式会社



保険金一覧

死亡保障 《グループ生命保険》

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	お支払いできない主な場合
死亡保険金	引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合に、その被保険者について定められた額の死亡保険金を所定の死亡保険金受取人にお支払いします。	死亡保険金額	○加入（増額）お申込みの際に保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げたときには保険金をお支払いしません。 （増額の場合は増額保険金部分についてお支払いしません。） また次のような場合においても保険金をお支払いしませんので、加入（増額）のお申込みの際に特にご注意ください。
	引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入（増額）日（その被保険者について引受保険会社のこの保険契約上の責任が開始した日をいいます。）以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、下表（※1）に定める高度障害状態のいずれかになられた場合に、その被保険者について定められた死亡保険金と同額の高度障害保険金を高度障害保険金受取人にお支払いします。 なお、上記によって高度障害保険金がお支払された場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障害状態になられた時に消滅したものと取り扱います。したがって、高度障害保険金と死亡保険金は重複してお支払いしません。 （※1）対象となる「高度障害状態」とは 1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの 〈備考〉 1. 常に介護を要するもの 「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれかが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。 2. 眼の障害（視力障害） (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。 (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。 (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。 3. 言語またはそしゃくの障害 (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。 ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こゝろ音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合 ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不能となり、その回復の見込のない場合 ③ 声帯全部のてき出により発音が不能の場合 (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。 4. 上・下肢の障害 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。	○引受保険会社は、死亡保険金の支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、死亡保険金をお支払いしません。 ・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がその加入（増額）日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には、死亡保険金をお支払いします。 ・保険契約者の故意 ・死亡保険金受取人の故意。ただし、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の死亡保険金受取人にお支払いします。 ・戦争その他の変乱（※1） （※1）ただし、戦争その他の変乱によって死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認められた場合には、その程度に応じ、死亡保険金の全額をお支払い、または死亡保険金を削減してお支払いします。 ○引受保険会社は、高度障害保険金の支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、高度障害保険金をお支払いしません。 ・被保険者の故意 ・保険契約者の故意 ・高度障害保険金受取人の故意。ただし、その高度障害保険金受取人が高度障害保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の高度障害保険金受取人にお支払いします。 ・戦争その他の変乱（※2） （※2）ただし、戦争その他の変乱によって高度障害状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認められた場合には、その程度に応じ、高度障害保険金の全額をお支払い、または高度障害保険金を削減してお支払いします。 ○高度障害保険金は、その原因となる傷病や不慮の事故などが加入（増額）日以後に生じた場合に限りならず（原因となる傷病や不慮の事故などが加入（増額）日前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません）。したがって、原因となる傷病や不慮の事故などが加入（増額）日前に生じている場合には、過去の病歴（病名、治療期間など）、お体の状態について告知いただいているかどうかにかかわらず、これらの保険金はお支払対象となりません。増額の場合は増額保険金について、お支払対象となりません。 ○保険契約者または被保険者による詐欺の行為を原因として、契約の全部またはその被保険者の部分が無効とされた場合には保険金をお支払いしません。この場合、既に払い込んだ保険料は払い戻しません。 ○保険契約者または被保険者に保険金・給付金等の不法取得目的があつて、契約の全部またはその被保険者の部分が無効とされた場合には保険金をお支払いしません。この場合、既に払い込んだ保険料は払い戻しません。 ○保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金等を詐取る目的で事故招致をした場合や暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、重大事由に該当し、保険契約の全部または一部が解除されたときには保険金をお支払いしません。	

◎ 保険金のお支払事由が生じた場合、すみやかに（株）ジョイントインターナショナルにご連絡ください。

傷病補償 (団体総合生活補償保険)

4 ケガや病気に伴う費用に関する特約の補償内容

補償重複 マークがある特約をセットされる場合のご注意

補償重複マークがある特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

1. 被保険者が身体障害(ケガまたは病気)を被り、その治療を目的として費用を負担することにより被った損害等に対して保険金をお支払いします。

2. 被保険者は保険証券に被保険者として記載された方となります。

(注)「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

(注)「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車を含みます。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
先進医療費用補償特約 補償重複	先進医療費用保険金	<p>身体障害を被り、その身体障害の治療のため、被保険者が保険期間中に日本国内の病院または診療所において「先進医療」を受け、その費用を負担したことによって損害を被った場合</p> <p>※「先進医療」とは、治療を受けた時点において厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。対象となる「先進医療」の種類は特約保険期間中に変動することがありますので、詳しくは厚生労働省のホームページ等でご確認ください。</p>	<p>先進医療費用の額</p> <p><先進医療費用> ①「先進医療」に要する費用 ②次の交通費</p> <ul style="list-style-type: none"> 「先進医療」を受けるために必要とした病院または診療所までの交通費 医師が必要と認めた病院または診療所への転院のために必要とした交通費 退院のために必要とした病院または診療所から住居までの交通費 <p>※保険期間を通じ、保険証券記載の先進医療費用保険金額が限度となります。</p> <p>※第三者からの損害賠償金や他の保険契約等以外で損害をてん補するその他の給付がある場合は、その額を差し引いてお支払いします。</p> <p>※保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*)の合計額が、損害の額を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われない場合は、この保険契約の支払責任額(*) 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*)を限度とします。 <p>(*)支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p>	<p>(1) 保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時)より前に被った身体障害※1により先進医療を受けた場合</p> <p>(2) 次のいずれかによるケガまたは病気により先進医療を受けた場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※2 ④ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑤ 上記④以外の放射線照射または放射能汚染 ⑥ むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの※3 ⑦ 次のいずれかのケガにより先進医療を受けた場合 <ol style="list-style-type: none"> ① 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガ <ul style="list-style-type: none"> ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ※4 ③ 脳疾患、病気または心神喪失 ④ 妊娠、出産、早産または流産 ⑤ 保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑥ 被保険者に対する刑の執行 ⑦ 被保険者が次のいずれかに該当する間の事故によるケガ <ul style="list-style-type: none"> ア. 乗用具(*)1を用いて競技等(*)2をしている間(ウ.に該当しない「自動車等」を用いて道路上で競技等(*)2をしている間を除きます) イ. 乗用具(*)1を用いて競技等(*)2を行うことを目的とする場所において、競技等(*)2に準ずる方法・態様により、乗用具(*)1を使用している間(ウ.に該当しない「道路上で競技等(*)2に準ずる方法・態様により、自動車等を使用している間」を除きます) ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等(*)2をしている間または競技等(*)2に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間 <p>⑧ 被保険者が山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)等)をい、登る壁の高さが5m以下のボルダリングは含みません)、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故によるケガ</p> <p>(*)1 乗用具とは、自動車、原動機付自転車またはモーターボート等をいいます。</p> <p>(*)2 競技等とは、競技、競争、興行(これらのための練習を含みます)または試運転(性能試験を目的とする運転もしくは操縦)をいいます。</p> <p>(4) 次のいずれかによる病気により先進医療を受けた場合は保険金をお支払いできません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 被保険者が被った精神障害を原因として発病した病気※5 ② 被保険者の妊娠または出産。ただし、異常妊娠、異常分娩または産後期の異常を含みません。 ③ 治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用 ④ 特定疾病補償対象外の条件でのお引受けとなった場合、「特定疾病等対象外特約」がセットされます。この場合、保険証券記載の病気により先進医療を受けた場合は保険金をお支払いできません。 <p>など</p> <p>※1 被保険者が身体障害を被った時が、その身体障害の治療のために先進医療を受けた日から保険契約の継続する期間を遡及して365日以前である場合は、その身体障害は、保険期間の開始時以降に発病したものとして保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2 テロ行為によって発生した身体障害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p> <p>※4 「天災危険補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※5 自動セットされる「特定精神障害補償特約」により、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類目(*)中のF00からF09またはF20からF99に該当する精神障害を原因として発病した病気に対しては、保険金お支払いの対象となります。</p> <p>(*)分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年度版)準拠」によります。</p>
がん補償特約	がん入院保険金	<p>がんと診断確定され、そのがんの治療を目的として保険期間中に入院を開始した場合または手術や放射線治療を受けた場合などに保険金をお支払します。</p> <p>※がんとは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中「悪性新生物」、「上皮内新生物」、「真正赤血球増加症<多血症>」、「骨髄異形成症候群」、「慢性骨髄増殖性疾患」および「本態性(出血性)血小板血症」に分類されるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年度版)準拠」によります。</p>	<p>がん入院保険金日額 × 入院日数</p>	<p>(1) 保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時)より前に診断確定されたがんについては、保険金をお支払いできません。※</p> <p>(2) 保険期間の開始時(継続契約)からその日を含めて90日を経過した日の翌日午前0時より前にがんが診断確定された場合については、保険金をお支払いできません。※</p> <p>など</p> <p>※継続契約においては、がんと診断確定された時が、そのがんによる入院を開始した日から保険契約の継続する期間を遡及して365日以前である場合は、そのがんは、保険期間の開始時からその日を含めて90日を経過した日の翌日午前0時以降に診断確定されたものとして保険金をお支払いの対象となります。</p>
	がん手術保険金	<p>がんと診断確定され、次のいずれかに該当した場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ① がん入院保険金をお支払いする場合に、被保険者ががん手術治療保険金支払対象期間中に病院または診療所において、そのがんの治療を直接の目的として約款所定の手術を受けたとき ② 上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、がんの治療を直接の目的として約款所定の手術を受けた場合 	<p>1回の手術について次の額をお支払いします。</p> <p>① がん入院保険金のお支払いの有無にかかわらず入院中に受けた手術</p> <p>がん入院保険金日額 × 10</p> <p>② 上記①以外の手術</p> <p>がん入院保険金日額 × 5</p>	<p>※がん入院保険金の支払対象期間中に入院を開始し、その入院ががん入院保険金の支払対象期間を超えて継続した場合</p> <p>※入院を開始した日からその日を含めて保険証券記載の支払対象期間が満了するまでの期間をいいます。</p> <p>※入院した日からその日を含めて180日以内に入院の原因となったがんと医学上重要な関係があると診断され再入院した場合は、前の入院とあわせて1回の入院となり、がん入院保険金支払対象期間の起算日は最初の入院の支払対象期間の満了日の翌日となります。</p> <p>※手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。</p> <p>※保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、1回の手術に対してのみ保険金をお支払いします。なお、同一の日に上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとします。</p> <p>※1回の手術を2日以上にわたって受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。</p>
	がん放射線治療保険金	<p>がんと診断確定され、次のいずれかに該当した場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ① がん入院保険金をお支払いする場合に、被保険者ががん放射線治療保険金支払対象期間中に病院または診療所において、そのがんの治療を直接の目的として約款所定の放射線治療を受けたとき ② 上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、がんの治療を直接の目的として約款所定の放射線治療を受けた場合 	<p>1回の放射線治療について次の額をお支払いします。</p> <p>がん入院保険金日額 × 10</p>	<p>※放射線治療を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険金お支払いの対象となる放射線治療を同一の日に複数回受けた場合、1つの放射線治療に対してのみ保険金をお支払いします。 ・ 保険金お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合、同一の診療行為について、2回目以降の放射線治療が保険金をお支払いする放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません。
がん通院保険金	<p>がん入院保険金をお支払いする場合において、退院した日の翌日からその日を含めてがん通院保険金の支払対象期間(180日)内に、その入院の原因となったがんの治療を目的として通院したとき</p> <p>※通院とは、病院・診療所に通い、または往診・訪問診療により、治療を受けることをい、オンライン診療による診察を含みます。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度において、オンライン診療料を1回算定された場合は最初の1回のみ通院したものとみなします。</p> <p>※「がん通院保険金の支払条件変更特約」がセットされた場合、入院日の前日から60日以内の通院についてもお支払いの対象となります。</p>	<p>がん通院保険金日額 × 通院日数</p>	<p>※1入院につき、通院日数は、通算してがん通院保険金の支払限度日数(45日)が限度となります。</p> <p>※退院した日からその日を含めて180日以内に入院の原因となったがんと医学上重要な関係があると診断され再入院した場合は、前の入院とあわせて1回の入院となります。</p>	

がん補償 (団体総合生活補償保険)

1 がん補償特約の補償内容

1. 被保険者ががんと診断確定され、その直接の結果として保険期間中に入院を開始した場合または手術や放射線治療を受けた場合などに保険金をお支払します。

※がんとは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中「悪性新生物」、「上皮内新生物」、「真正赤血球増加症<多血症>」、「骨髄異形成症候群」、「慢性骨髄増殖性疾患」および「本態性(出血性)血小板血症」に分類されるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年度版)準拠」によります。

2. 被保険者は保険証券に被保険者として記載された方となります。

(注)「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
がん補償特約	がん入院保険金	<p>がんと診断確定され、そのがんの治療を目的として保険期間中に入院を開始した場合または手術や放射線治療を受けた場合などに保険金をお支払します。</p> <p>※がんとは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中「悪性新生物」、「上皮内新生物」、「真正赤血球増加症<多血症>」、「骨髄異形成症候群」、「慢性骨髄増殖性疾患」および「本態性(出血性)血小板血症」に分類されるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年度版)準拠」によります。</p>	<p>がん入院保険金日額 × 入院日数</p>	<p>(1) 保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時)より前に診断確定されたがんについては、保険金をお支払いできません。※</p> <p>(2) 保険期間の開始時(継続契約)からその日を含めて90日を経過した日の翌日午前0時より前にがんが診断確定された場合については、保険金をお支払いできません。※</p> <p>など</p> <p>※継続契約においては、がんと診断確定された時が、そのがんによる入院を開始した日から保険契約の継続する期間を遡及して365日以前である場合は、そのがんは、保険期間の開始時からその日を含めて90日を経過した日の翌日午前0時以降に診断確定されたものとして保険金をお支払いの対象となります。</p>
	がん手術保険金	<p>がんと診断確定され、次のいずれかに該当した場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ① がん入院保険金をお支払いする場合に、被保険者ががん手術治療保険金支払対象期間中に病院または診療所において、そのがんの治療を直接の目的として約款所定の手術を受けたとき ② 上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、がんの治療を直接の目的として約款所定の手術を受けた場合 	<p>1回の手術について次の額をお支払いします。</p> <p>① がん入院保険金のお支払いの有無にかかわらず入院中に受けた手術</p> <p>がん入院保険金日額 × 10</p> <p>② 上記①以外の手術</p> <p>がん入院保険金日額 × 5</p>	<p>※がん入院保険金の支払対象期間中に入院を開始し、その入院ががん入院保険金の支払対象期間を超えて継続した場合</p> <p>※入院を開始した日からその日を含めて保険証券記載の支払対象期間が満了するまでの期間をいいます。</p> <p>※入院した日からその日を含めて180日以内に入院の原因となったがんと医学上重要な関係があると診断され再入院した場合は、前の入院とあわせて1回の入院となり、がん入院保険金支払対象期間の起算日は最初の入院の支払対象期間の満了日の翌日となります。</p> <p>※手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。</p> <p>※保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、1回の手術に対してのみ保険金をお支払いします。なお、同一の日に上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとします。</p> <p>※1回の手術を2日以上にわたって受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。</p>
	がん放射線治療保険金	<p>がんと診断確定され、次のいずれかに該当した場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ① がん入院保険金をお支払いする場合に、被保険者ががん放射線治療保険金支払対象期間中に病院または診療所において、そのがんの治療を直接の目的として約款所定の放射線治療を受けたとき ② 上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、がんの治療を直接の目的として約款所定の放射線治療を受けた場合 	<p>1回の放射線治療について次の額をお支払いします。</p> <p>がん入院保険金日額 × 10</p>	<p>※放射線治療を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険金お支払いの対象となる放射線治療を同一の日に複数回受けた場合、1つの放射線治療に対してのみ保険金をお支払いします。 ・ 保険金お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合、同一の診療行為について、2回目以降の放射線治療が保険金をお支払いする放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません。
がん通院保険金	<p>がん入院保険金をお支払いする場合において、退院した日の翌日からその日を含めてがん通院保険金の支払対象期間(180日)内に、その入院の原因となったがんの治療を目的として通院したとき</p> <p>※通院とは、病院・診療所に通い、または往診・訪問診療により、治療を受けることをい、オンライン診療による診察を含みます。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度において、オンライン診療料を1回算定された場合は最初の1回のみ通院したものとみなします。</p> <p>※「がん通院保険金の支払条件変更特約」がセットされた場合、入院日の前日から60日以内の通院についてもお支払いの対象となります。</p>	<p>がん通院保険金日額 × 通院日数</p>	<p>※1入院につき、通院日数は、通算してがん通院保険金の支払限度日数(45日)が限度となります。</p> <p>※退院した日からその日を含めて180日以内に入院の原因となったがんと医学上重要な関係があると診断され再入院した場合は、前の入院とあわせて1回の入院となります。</p>	

支払対象期間：がん入院保険金、がん通院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券記載の期間(がん通院保険金は180日)をい、この期間内の入院、通院についてのみ保険金をお支払します。

がん手術保険金支払対象期間：入院を開始した日からその日を含めて「がん入院保険金の支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

がん放射線治療保険金支払対象期間：入院を開始した日からその日を含めて「がん入院保険金の支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

2 その他のがんに関する特約の補償内容

補償重複 マークがある特約をセットされる場合のご注意

補償重複マークがある特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
がん先進医療補償特約 補償重複	がん先進医療費用保険金	<p>身体障害を被り、その身体障害の治療のため、被保険者が保険期間中に日本国内の病院または診療所において「先進医療」を受け、その費用を負担したことによって損害を被った場合</p> <p>※「先進医療」とは、治療を受けた時点において厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。対象となる「先進医療」の種類は特約保険期間中に変動することがありますので、詳しくは厚生労働省のホームページ等でご確認ください。</p>	<p>先進医療費用の額</p> <p><先進医療費用> ①「先進医療」に要する費用 ②次の交通費</p> <ul style="list-style-type: none"> 「先進医療」を受けるために必要とした病院または診療所までの交通費 医師が必要と認めた病院または診療所への転院のために必要とした交通費 退院のために必要とした病院または診療所から住居までの交通費 <p>※保険期間を通じ、保険証券記載のがん先進医療費用保険金額が限度となります。</p>	<p>がん補償特約の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ</p>

がん補償 (団体総合生活補償保険)

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
がん先進医療補償特約 補償重複	がん先進医療費用保険金		※第三者からの損害賠償金や他の保険契約等以外で損害をてん補するその他の給付がある場合は、その額を差し引いてお支払いします。 ※保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*)の合計額が、損害の額を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*)を限度とします。 (*)他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。	
がん診断保険金補償特約	がん診断保険金	次のいずれかのがんと診断確定された場合 ①保険期間の開始時以降に初めて罹患したがん ②再発したがん(*1) ③転移したがん(*2) ④既払がん(*3)とは全く別のがん (*1)再発したがんとは、がんを治療した結果、一旦がんが認められない状態となり、その後再発したと医師によって診断確定されたがんをいいます。 (*2)転移したがんとは、他の部位・臓器に転移したと医師によって診断確定されたがんをいいます。ただし、転移の以前に既にその部位・臓器にがんが発生していた場合は含みません。 (*3)既払がんとは、この特約がセットされた最初の保険期間が開始した以降にがんと医師によって診断確定され、既にがん診断保険金を支払ったがんをいいます。	がんの種類により、次の額をお支払いします。 ①約款所定の「上皮内新生物」に罹患した場合 $\text{がん診断保険金額} \times \text{保険証券記載の上皮内新生物支払割合(100\%)}$ ②上記①以外の約款所定のがん(悪性新生物)に罹患した場合 がん診断保険金額の全額 ※保険期間を通じ、①と②それぞれ1回のお支払いに限り ます。 など	(1)保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時)からその日を含めて90日を経過した日の翌日午前0時より前にかんと診断確定された場合については保険金をお支払いできません。 (2)がんと診断確定された日からその日を含めて2年以内に再び保険金をお支払いする場合はがん診断確定されたときは保険金をお支払いできません。ただし、2年経過日の翌日以後に入院を開始または治療を継続されている場合には保険金をお支払いします。 など
がん退院時一時金補償特約	がん退院時一時金	がんと診断確定され、そのがんの治療を目的として入院し、次のいずれかに該当した場合 ①14日以上継続して入院した後、生存して退院した場合 ②入院している日数が365日を超えた場合	がん退院時一時金額の全額 ※1回の入院につき、1回のお支払いに限り ます。 ※保険金お支払いの対象となる入院が終了した日からその日を含めて180日以内に入院の原因となったがんと医学上重要な関係があると診断され再入院した場合は、前の入院とあわせて1回の入院となります。	がん補償特約の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ

休業補償 (団体総合生活補償保険)

所得補償に関する特約の補償内容

補償重複 マークがある特約をセットされる場合のご注意

補償重複 マークがある特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。
補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。
補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

- 被保険者が、日本国内外において、身体障害を被り、その直接の結果として就業不能になった場合に、被保険者が被った損害に対して保険金をお支払いします。
- 被保険者は、保険証券に被保険者として記載された方となります。
(注)保険金支払対象外の身体障害の影響などにより身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。
(注)「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
所得補償特約 補償重複	所得補償保険金	日本国内外において、身体障害を被り、就業不能となった場合	$\text{保険金額} \times \text{就業不能期間の月数} (*)$ + $\text{保険金額} \times \text{就業不能期間のうち1か月に満たない期間の日数} / 30$ (*) 就業不能期間の月数は、1か月単位とし、1か月に満たない期間は切り捨てます。 ※就業不能期間は、保険証券記載のてん補期間が限度となります。 ※平均月間所得額が保険金額より小さい場合は、上記算式の「保険金額」を「平均月間所得額」に読み替えて適用します。	(1)保険期間開始時(継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時)より前に就業不能の原因となった身体障害を被っていた場合については、保険金をお支払いできません。 (2)次のいずれかによる就業不能に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失による身体障害 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による身体障害 ③治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用による身体障害 ④被保険者の妊娠、出産、早産または流産による身体障害 ⑤戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動による身体障害※1

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
所得補償特約 補償重複	所得補償保険金		※免責期間を超える就業不能が終了した日からその日を含めて6か月以内に再び就業不能になった場合は、前の就業不能と同一の就業不能として取り扱います。 ※保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*)の合計額が、平均月間所得額を超えるときは、下記の額を就業不能期間1か月あたりの支払責任額としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業不能期間1か月あたりの支払責任額(*) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の就業不能期間1か月あたりの支払責任額(*)を限度とします。 (*)支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。	⑥核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故による身体障害 ⑦上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染による身体障害 ⑧むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2 ⑨被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガ ア.法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ.道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ⑩地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ※3 (3)被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業不能に対しては、保険金をお支払いできません。 (4)特定疾病補償対象外の条件でのお引受けとなった場合、「特定疾病等対象外特約」がセットされます。この場合、保険証券記載のケガまたは病気による就業不能に対しては、保険金をお支払いできません。 など ※1テロ行為によって発生した身体障害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 ※3「天災危険補償特約(所得補償特約用)」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。

<用語の解説>

【身体障害】とは …………… 急激かつ偶然な外来の事故によるケガと病気(ケガ以外の身体の障害をいいます)をあわせて身体障害といいます。

【就業不能】とは …………… 被保険者が身体障害を被り、次のいずれかの事由により保険証券記載の業務に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者が身体障害に起因して死亡した後または身体障害が治癒した後は、就業不能とはいいません。

- その身体障害の治療のため、入院していること。
- 上記(1)以外で、その身体障害につき、医師の治療を受けていること。

【てん補期間】とは …………… 保険金をお支払いする限度日数であり、免責期間終了日の翌日からその日を含めて保険証券記載の期間をいいます。

【免責期間】とは …………… 就業不能が開始した日からその日を含めて、継続して就業不能である保険証券記載の日数をいい、この期間に対しては保険金をお支払いできません。

【就業不能期間】とは …………… てん補期間内における被保険者の就業不能の日数をいいます。

【平均月間所得額】とは …………… 被保険者が就業不能となる直前12か月について、以下のとおり計算した額をいいます(*1)。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。

$$\text{平均月間所得額} = \frac{\text{年間収入額}(*2) - \text{働けなくなったことにより支出を免れる金額}(*3)}{12(\text{か月})}$$

(*1) 被保険者が事業所得者の場合は、被保険者ご本人が働けなくなったことにより減少する売上高・経費等に応じて決定します。

(*2) 給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引き前の収入額で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含みません。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれも含みません。

(*3) 被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。

■所得補償特約の補償条件を拡大する特約のうち主なものは下表のとおりです。

特約名	概要
骨髄採取手術に伴う入院補償特約(所得補償特約用)(注)	骨髄採取手術を直接の目的として入院していることにより、保険証券に記載された業務に全く従事できない場合についても所得補償保険金をお支払いする特約です。 ※初年度契約については1年の待機期間があります。

(注)所得補償特約をセットされるご契約に自動セットされます。

レジャー補償 (団体総合生活補償保険)

■ その他の費用等に関する特約の補償内容 <ご自身に対する補償に関するもの>

補償重複 マークがある特約をセットされる場合のご注意

補償重複マークがある特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
※重複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなる場合がありますのでご注意ください。

- 1.被保険者が偶然な事故により被った損害に対して保険金をお支払いします。
- 2.被保険者は下表〇印に該当する方になります。なお、ご本人と配偶者、ご本人または配偶者と親族の方との関係は、保険金をお支払いする事故等が発生した時におけるものをいいます。

特約	被保険者	ご本人※1	ご本人の配偶者※2	親族※3
携行品損害補償特約		○	—	—
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)		○	—	—
弁護士費用特約		○	○	○

- ※1 保険証券に被保険者として記載された方をいいます。
 ※2 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なるい程度の実質を備える状態にある方を含みます。
 ※3 ご本人またはその配偶者の「同居の親族※4」または「別居の未婚※5の子」をいいます。
 ※4 6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
 ※5 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
 (注)「保険金をお支払いする場合」、「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合								
携行品損害補償特約 補償重複 ※「新価値特約(携行品損害補償特約用)」が自動セットされます。	携行品損害保険金	被保険者が居住する住宅(敷地を含みます)外において、偶然な事故により、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品(携行品)に損害が発生した場合 <補償対象外となる主な携行品> ①株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに類する物。ただし、乗車券等、定期券、通貨および小切手については補償対象となります。 ②預金証書または貯金証書(通帳、キャッシュカードを含みます)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネーその他これらに類する物 ③稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書(運転免許証、パスポートを含みます)、帳簿、ひな形、鏡型、木型、紙型、模型、勳章、き章、免許状その他これらに類する物。ただし、印章については補償対象となります。 ④船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます)、航空機、自動車等、雪上オートバイおよびゴーカートならびにこれらの付属品 ⑤自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィンおよびラジコン模型ならびにこれらの付属品 ⑥義歯、義肢その他これらに類する物 ⑦動物および植物 ⑧テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム・データ(市販されていないもの)その他これらに類する物 ⑨眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、携帯電話・PHS・ポケットベル等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・プロ・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 など	<table border="1"> <tr> <td>損害の額(※1)</td> <td>—</td> <td>免責金額(※2) (3,000円)</td> </tr> </table> <p>(※1) 損害の額は、次の額をいいます。 ①下記②、③以外の携行品 ア.携行品の損傷を修理できない場合は、携行品の再調達価額(※3)をいいます。 イ.携行品の損傷を修理できる場合は、「修理費」から「修理に伴って発生した残存物がある場合はその価額」を差し引いた額(※4)とし、再調達価額(※3)を限度とします。 ②貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻物その他美術品 ア.携行品の損傷を修理できない場合は、携行品の保険の価額(その携行品と同等と認められる物の市場流通価額)をいいます。 イ.携行品の損傷を修理できる場合は、次の額(※4)とし、保険の価額(その携行品と同等と認められる物の市場流通価額)を限度とします。 <table border="1"> <tr> <td>修理費</td> <td>—</td> <td>修理に伴って携行品の価額が増加した場合はその増加額</td> <td>—</td> <td>修理に伴って発生した残存物がある場合はその価額</td> </tr> </table> ③乗車券等 乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用(※4) (※2) 免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。 (※3) 再調達価額とは、損害が発生した時の発生した場所における携行品と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。 (※4) 損害の発生または拡大を防止するために要した費用等を含みます。 ※保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。 ※保険金をお支払いする損害の額は、1事故につき、携行品1個・1組または1対あたり10万円(乗車券等または通貨・小切手は合計5万円)が限度となります。 ※携行品が盗難にあった場合は、警察等への届け出が必要となります。 ※保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(※1)の合計額が、損害の額(※2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金または共済金を支払う旨取決めの有する他の保険契約等から保険金または共済金が支払われない場合は、この保険契約の支払責任額(※1) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合または再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金または共済金を支払う旨取決めの有する他の保険契約等の場合は、損害の額(※2)から他の保険契約等から支払われたまたは支払われるべき保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(※1)を限度とします。 (※1) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (※2) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。</p>	損害の額(※1)	—	免責金額(※2) (3,000円)	修理費	—	修理に伴って携行品の価額が増加した場合はその増加額	—	修理に伴って発生した残存物がある場合はその価額	次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者、保険金受取人または被保険者と同居する親族※1の故意または重大な過失 ②被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア.法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ.道路交通法第65条第1項に定める酒気を含んだ状態で自動車等を運転している間 ウ.麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ③戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※2 ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑤核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑥上記⑤以外の放射線照射または放射能汚染 ⑦差押え・破壊等の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置である場合を含みません。 ⑧携行品の欠陥 ⑨携行品の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等 ⑩携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、落書き等外観上の損傷または汚損であって、携行品ごとにその携行品が有する機能の喪失または低下を伴わないもの ⑪偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電氣的事故・機械的事故。ただし、これらにより発生した火災による損害を含みません。 ⑫携行品である液体の流出。ただし、他の携行品に発生した損害を含みません。 ⑬携行品の置き忘れ・紛失 など ※1親族とは、配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族をいいます。 ※2テロ行為によって発生した損害に関しては自動車の特約により保険金をお支払いの対象となります。
損害の額(※1)	—	免責金額(※2) (3,000円)										
修理費	—	修理に伴って携行品の価額が増加した場合はその増加額	—	修理に伴って発生した残存物がある場合はその価額								
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用) 補償重複	ホールインワン・アルバトロス費用保険金	アマチュアゴルファーである被保険者が保険期間中に日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場において、ゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、慣習として負担する費用(実費)をお支払いします。 保険金お支払いの対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、日本国内のゴルフ場において、同伴競技者1名以上とパー35以上の9ホール(ハープ)を正規にラウンドした場合のもので、次の①および②の両方が目撃(※)したものに限り、 ①同伴競技者 ②同伴競技者以外の第三者(具体的には次の方をいいます) 同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ワン・オン・イベント業者、ゴルフ場で工事中の造園業者、先行・後続組のプレーヤー、ゴルフ場内の売店運営業者など	<table border="1"> <tr> <td>ホールインワン・アルバトロス費用の額</td> </tr> </table> <p><ホールインワン・アルバトロス費用> ①贈呈用記念品購入費用。ただし、次の購入費用は含みません。 ア.貨幣、紙幣 イ.有価証券 ウ.商品券等の物品切手 エ.プリペイドカード(ホールインワンまたはアルバトロス達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含みます) ②祝賀会費用 ③ゴルフ場に対する記念植樹費用 ④同伴キャディに対する祝儀 ⑤その他、慣習として支出することが適当な次の費用。ただし、ホールインワン・アルバトロス費用保険金額の10%を限度とします。 ア.社会貢献、自然保護またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用 イ.ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用 ウ.記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワンまたはアルバトロスを記念して作成するモニュメント等の費用 ※1回のホールインワンまたはアルバトロスにつき、ホールインワン・アルバトロス費用保険金額が限度となります。 ※保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(※1)の合計額が、支払限度額(※2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。</p>	ホールインワン・アルバトロス費用の額	次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①日本国外で達成したホールインワンまたはアルバトロス ②ゴルフ場経営者がその経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ③ゴルフ場の従業員等が実際に勤務しているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス など							
ホールインワン・アルバトロス費用の額												
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用) 補償重複	ホールインワン・アルバトロス費用保険金	日本国内において偶然な事故により被保険者またはその法定相続人がその被害に関する損害賠償請求を行った結果、弁護士費用等を負担したことによって損害を被った場合 ①被保険者が被った身体の障害 ②被保険者が居住する住宅または被保険者の日常生活用財産の損壊または盗取 <弁護士費用等> 損害賠償に関する争訟についての次の費用をいいます。法律相談費用を除きます。ただし、被保険者または法定相続人が、これらの費用を支出する際の手続き等を行うことによって得られなくなった収入は対象となります。 ①あらかじめ引受保険会社の承認を得て委任した弁護士、司法書士または行政書士に対する弁護士報酬(※1)、司法書士報酬(※1)、行政書士報酬(※2) ②訴訟費用、仲裁、和解もしくは調停に要した費用およびその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用 (※1) 弁護士または司法書士に委任した事件の対象に基づき算定される着手金・手数料、委任によって確保された利益に基づき算定される報酬金をいいます。 (※2) 書類の作成および書類の提出手続きの代理の対価として算定される金額をいいます。	次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①日本国内において偶然な事故により被保険者またはその法定相続人がその被害について、法律相談を行った結果、法律相談費用を負担したことによって損害を被った場合 ①被保険者が被った身体の障害 ②被保険者が居住する住宅または被保険者の日常生活用財産の損壊または盗取 <法律相談費用> 法律相談の対価として弁護士、司法書士または行政書士に支払われるべき費用をいいます。なお、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料および日当は含みません。									

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合	
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用) 補償重複	ホールインワン・アルバトロス費用保険金	<table border="1"> <tr> <td>ご注意</td> </tr> </table> <p>キャディ帯同のない「セルフプレー中」の場合は、原則として、保険金のお支払い対象となりませんのでご注意ください。ただし、同伴競技者以外の第三者の目撃(※)がある場合にかぎり、保険金をお支払いします。 ※上記にかかわらず、次の場合のホールインワンまたはアルバトロスもお支払いの対象になります。 ・公式競技において、上記①または②のいずれかの目撃(※)がある場合 ・ホールインワンまたはアルバトロスの達成が客観的に確認できるビデオ映像等がある場合</p>	ご注意	・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(※1) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、支払限度額(※2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(※1)を限度とします。 (※1) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (※2) 支払限度額は、この保険契約および他の保険契約等の支払責任額のうち最も高い支払責任額とします。 この費用を補償する他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)に複数ご加入されても、お支払いする保険金の額は、それぞれのご契約のうち最も高い保険金額が限度となります。それぞれの保険契約等から重複して保険金をお支払いできませんのでご注意ください。	
ご注意					
		日本国内において偶然な事故により被保険者またはその法定相続人がその被害に関する損害賠償請求を行った結果、弁護士費用等を負担したことによって損害を被った場合 ①被保険者が被った身体の障害 ②被保険者が居住する住宅または被保険者の日常生活用財産の損壊または盗取 <弁護士費用等> 損害賠償に関する争訟についての次の費用をいいます。法律相談費用を除きます。ただし、被保険者または法定相続人が、これらの費用を支出する際の手続き等を行うことによって得られなくなった収入は対象となります。 ①あらかじめ引受保険会社の承認を得て委任した弁護士、司法書士または行政書士に対する弁護士報酬(※1)、司法書士報酬(※1)、行政書士報酬(※2) ②訴訟費用、仲裁、和解もしくは調停に要した費用およびその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用 (※1) 弁護士または司法書士に委任した事件の対象に基づき算定される着手金・手数料、委任によって確保された利益に基づき算定される報酬金をいいます。 (※2) 書類の作成および書類の提出手続きの代理の対価として算定される金額をいいます。	<table border="1"> <tr> <td>弁護士費用等の額</td> </tr> </table> <p>※1事故につき、被保険者1名ごとに弁護士費用等保険金額(300万円)が限度となります。 ※費用の支出には保険会社の同意が必要となります。 ※賠償義務者または第三者から既に支払われた金額がある場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 ※被保険者または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(※1)の合計額が、損害の額(※2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(※1) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額(※2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(※1)を限度とします。 (※1) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (※2) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。</p>	弁護士費用等の額	次のいずれかによって発生した被害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③被保険者相互間の事故 ④被保険者が次に掲げる状態にある間に発生した事故 ア.法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ.道路交通法第65条第1項に定める酒気を含んだ状態で自動車等を運転している間 ⑤被保険者が、麻薬または大麻等の影響を受けているおそれがある状態での事故 ⑥戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ⑦地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑧核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性に起因する事故 ⑨上記⑧以外の放射線照射または放射能汚染 ⑩大気汚染、水質汚濁等の環境汚染 ⑪石綿・石棉を含む製品が有する発がん性・有害な特性または石綿の代替物質・代替物質を含む製品が有する発がん性その他の石綿と同種の有害な特性に起因する事故 ⑫外因性内分泌かく乱化学物質の有害な特性に起因する事故 ⑬電磁波障害に起因する事故 ⑭被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑮被保険者に対する外科的手術その他の医療処置※2 ⑯被保険者に対する刑の執行 ⑰住宅または日常生活用財産の差押え・破壊等の公権力の行使 ⑱住宅または日常生活用財産自体の欠陥、自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等もしくは詐欺、紛失 ⑲被保険者の業務遂行に直接起因する事故 ⑳被保険者の業務の用に供される財産の損壊または盗取 ㉑被保険者が違法に所有・占有する財物の損壊または盗取 など ※1 テロ行為によって発生した被害に関しては自動車の特約により保険金をお支払いの対象となります。 ※2 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置には、作為・不作為を問わず次の行為を含みます。 ア.診療、診察、検査、診断、治療、看護または病気の予防 イ.医薬品または医療用具等の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示 ウ.身体整形 エ.あんま、マッサージ、指圧、鍼(はり)、灸(きゅう)または柔道整復等 <法律相談費用保険金のみ> 被保険者またはその法定相続人が、次のいずれかの事由にかかわる法律相談を行うことによる損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①婚姻、離婚、親子関係、養子、親権、後見、扶養または相続 ②売買、金銭消費貸借契約、賃借権、雇用、請負、斡旋、仲介など ③名誉毀(き)損、肖像権またはプライバシーの侵害等の身体障害を伴わない人格権侵害 ④日照権、騒音、悪臭等、住宅または日常生活用財産の損壊または盗取を伴わない事由 ⑤損害保険契約、生命保険契約またはこれらに類似の共済契約 など
弁護士費用等の額					
		日本国内において偶然な事故により被保険者またはその法定相続人がその被害に関する損害賠償請求を行った結果、法律相談費用を負担したことによって損害を被った場合 ①被保険者が被った身体の障害 ②被保険者が居住する住宅または被保険者の日常生活用財産の損壊または盗取 <法律相談費用> 法律相談の対価として弁護士、司法書士または行政書士に支払われるべき費用をいいます。なお、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料および日当は含みません。	<table border="1"> <tr> <td>法律相談費用の額</td> </tr> </table> <p>※1事故につき、被保険者1名ごとに10万円が限度となります。 ※被害が発生した日からその日を含めて3年以内に開始された法律相談費用が対象となります。 ※費用の支出には保険会社の同意が必要となります。 ※賠償義務者または第三者から既に支払われた金額がある場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 ※保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(※1)の合計額が、損害の額(※2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(※1) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額(※2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(※1)を限度とします。 (※1) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (※2) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。</p>	法律相談費用の額	
法律相談費用の額					

2 その他の費用等に関する特約の補償内容 <相手に対する補償に関するもの>

補償重複 マークがある特約をセットされる場合のご注意

補償重複マークがある特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

1. 被保険者が偶然な事故により被った損害に対して保険金をお支払いします。
2. 被保険者は下表の○印に該当する方となります。なお、ご本人と配偶者、ご本人または配偶者と親族の方との関係は、保険金をお支払いする事故等が発生した時におけるものをいいます。また、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者としてします。

特約	被保険者	ご本人※1	ご本人の配偶者※2	親族※3
日常生活賠償特約		○	○	○
受託物賠償責任補償特約		○	○	○

※1 保険証券に被保険者として記載された方をいいます。

※2 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。

※3 ご本人またはその配偶者の「同居の親族※4」または「別居の未婚※5の子」をいいます。

※4 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

※5 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

(注)「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
日常生活賠償特約 補償重複	日常生活賠償保険金	「日本国内外において発生した次の①または②の事故により、被保険者が他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合」、または「日本国内外において発生した次の①または②の事故により、被保険者が電車等(*)の運行不能について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合」 ①被保険者ご本人の居住する住宅(敷地内の動産および不動産を含みます)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ②日常生活に起因する偶然な事故	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 免責金額(*) (0円) 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 (*) 免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。 ※1 回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 ※ 上記計算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 ※ 事故により損害賠償の請求を受けた場合、引受保険会社は、被保険者からの申出があり、かつ、被保険者の同意が得られれば、被保険者のために被害者との示談交渉を引き受けます。ただし、次のいずれかの場合は、引受保険会社による示談交渉はできません。 ① 被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合 ② 損害賠償請求権者が、引受保険会社と直接、折衝することに同意しない場合 ③ 正当な理由がなく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合 ④ 日本国外で発生した事故の場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合。 ※ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の決定については、事前に保険会社の承認が必要となります。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*)の合計額が、損害の額(*)2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*)1) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額(*)2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*)1)を限度とします。 (*)1) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (*)2) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。	(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または法定代理人の故意 ② 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑤ 上記④以外の放射線照射または放射能汚染 (2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任 ② 被保険者の業務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ③ 被保険者と同居する親族※2)に対する損害賠償責任 ④ 被保険者の使用人が被保険者の業務等に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、使用人には家事使用人を含みません。 ⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任 ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任※3) ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧ 被保険者による暴行等または被保険者の指図による暴行等に起因する損害賠償責任 ⑨ 航空機、船舶・車両(原動力が専ら人力であるものおよびゴルフカート等を除きます)、銃器(空気銃を除きます)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩ 罰金、違約金または懲罰的賠償額に対する損害賠償責任 など ※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金をお支払いの対象となります。 ※2 配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。 ※3 レンタル用品やゴルフ場のゴルフカートなど、他人から借りたり預かった物の損壊や使用不能に対する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては保険金をお支払いできません。
		日常生活賠償特約 補償重複	日常生活賠償保険金	日常生活賠償保険金

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
受託物賠償責任補償特約 補償重複	受託物賠償責任保険金	被保険者が日本国内において受託し、管理する受託物が、次のいずれかの間に損壊・紛失または盗難により、その受託物の権利者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ① 被保険者の居住する住宅(敷地を含みます)内に保管されている間 ② 日常生活中に一時的にその住宅外で管理されている間 <補償対象外となる主な受託物> ① 通貨、預貯金証書、株券、手形、印紙、切手、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物 ② 貴金属、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻、美術品その他これらに類する物 ③ 自動車、原動機付自転車、船舶、航空機およびこれらの付属品 ④ 銃砲、刀剣その他これらに類する物 ⑤ 被保険者が山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません)、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間に用いられる用具 ⑥ 動物、植物等の生物 ⑦ 建物(付属設備を含みます) ⑧ 門、塀または物置等の付属建物 など	被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 免責金額(*) (5,000円) (*) 免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。 ※ 保険期間を通じ、受託物賠償責任保険金額が限度となります。 ※ 被害受託物について、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額は、被害受託物の時価額が限度となります。 ※ 上記計算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 ※ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の決定については、事前に保険会社の承認が必要となります。 ※ 受託物が盗難にあった場合は、警察への届け出が必要となります。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*)1)の合計額が、損害の額(*)2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*)1) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額(*)2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*)1)を限度とします。 (*)1) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (*)2) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。	(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または法定代理人の故意 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ④ 被保険者に引き渡される以前から受託物に存在した欠陥 ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑦ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑧ 上記⑦以外の放射線照射または放射能汚染 ⑨ 差押え・破壊等の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置である場合を含みません。 ⑩ 受託物に発生した自然発火または自然爆発 ⑪ 偶然な外来の事故に直接起因しない受託物の電氣的事故・機械的故障 ⑫ 自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等 ⑬ 風、雨、雪、雹(ひょう)もしくは砂塵(じん)等の吹込み、漏入によって発生した受託物の損壊 (2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ② 被保険者の職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ③ 被保険者と同居する親族※2)に対する損害賠償責任 ④ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任 ⑤ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑥ 航空機、船舶(原動力が専ら人力であるものを除きます)または銃器(空気銃を除きます)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑦ 受託物が委託者に引き渡された後に発見された受託物の損壊に起因する損害賠償責任 ⑧ 受託物が使用不能になったことに起因する損害賠償責任(収益減少に基づく損害賠償責任を含みます) ⑨ 受託物について、通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に使用したことに起因する損害賠償責任 など ※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金をお支払いの対象となります。 ※2 配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
		受託物賠償責任補償特約 補償重複	受託物賠償責任保険金	受託物賠償責任保険金

介護一時金補償（団体総合生活補償保険）

■ 要介護状態に関する特約の補償内容

1. 被保険者が要介護状態となった場合に保険金をお支払いします。
 ※要介護状態とは、被保険者が次のいずれかに該当する状態をいいます。

①公的介護保険制度の第1号被保険者（*1）である場合	公的介護保険制度に基づく要介護状態区分が「3」以上（*3）の状態
②公的介護保険制度の第2号被保険者（*2）である場合	公的介護保険制度に基づく要介護状態区分が「3」以上（*3）の状態。ただし、介護が必要な状態となった原因が、公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病（*4）に該当しない場合は、寝たきりにより介護が必要な状態または認知症により介護が必要な状態とします。
③公的介護保険制度の被保険者でない場合	寝たきりにより介護が必要な状態または認知症により介護が必要な状態

- （*1）第1号被保険者とは、介護保険法第9条第1号に規定する65才以上の方をいいます。
 （*2）第2号被保険者とは、介護保険法第9条第2号に規定する40才以上65才未満の方をいいます。
 （*3）要介護状態区分が「3」以上は、「要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）」をセットした場合、要介護状態区分「2」以上となります。
 （*4）特定疾病とは、介護保険法第7条第3項第2号に定める特定疾病をいい、2020年5月現在では、次の病気をいいます。

がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したもの）、関節リウマチ、筋萎縮性側索硬化症、後縦靭帯骨化症、骨折を伴う骨粗鬆症、初老期における認知症（脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能およびその他の認知機能が低下した状態をいいます）、進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病、脊髄小脳変性症、脊柱管狭窄症、早老症、多系統萎縮症、糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症、脳血管疾患、閉塞性動脈硬化症、慢性閉塞性肺炎患、両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

2. 介護一時金支払特約の被保険者は、保険証券に被保険者として記載された方となります。親介護一時金支払特約の被保険者は、その特約の被保険者として保険証券に記載された方となります。

（注）保険金支払対象外となる事由の影響などによって、要介護状態の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

（注）「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
介護一時金支払特約	介護一時金	被保険者が要介護状態となり、その要介護状態が要介護状態開始日からその日を含めて保険証券記載のフランチャイズ期間を超えて継続した場合 ※ 要介護状態開始日とは、次のいずれか早い日をいいます。 ①被保険者が要介護状態であることを医師が診断した日 ②被保険者に対し、公的介護保険制度の要介護認定等（要介護状態区分「3」以上（*））の効力が生じた日 （*）要介護状態区分「3」以上は、「要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）」をセットした場合は、要介護状態区分「2」以上となります。	介護一時金額の全額 ※この特約に基づく保険金をお支払いした場合、この特約は失効します。	(1)保険期間の開始時（継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時）より前に要介護状態の原因となる事由が発生していた場合は、保険金をお支払いできません。※1 (2)次のいずれかによって発生した要介護状態に対しては保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※2 ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑤核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑥上記⑤以外の放射線照射または放射能汚染 ⑦むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※3 ⑧治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の大麻、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用 ⑨治療を目的として医師が薬物を使用した場合以外における被保険者のアルコール依存、薬物依存または薬物乱用 ⑩被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア.法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ.道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 (3)被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金受取人が治療をさせなかったことにより、要介護状態となった場合や要介護状態が保険証券記載のフランチャイズ期間を超えて継続した場合は、保険金をお支払いできません。 (4)特定疾病補償対象外の条件でのお引受けとなった場合、「特定疾病等対象外特約」がセットされます。この場合、保険証券記載のケガまたは病気による要介護状態に対しては保険金をお支払いできません。 など
親介護一時金支払特約	親介護一時金	被保険者が要介護状態となり、その要介護状態が要介護状態開始日からその日を含めて保険証券記載のフランチャイズ期間を超えて継続した場合 ※要介護状態開始日とは、次のいずれか早い日をいいます。 ①被保険者が要介護状態であることを医師が診断した日 ②被保険者に対し、公的介護保険制度の要介護認定等（要介護状態区分「3」以上（*））の効力が生じた日 （*）要介護状態区分「3」以上は、「要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）」をセットした場合は、要介護状態区分「2」以上となります。	親介護一時金額の全額 ※この特約に基づく保険金をお支払いした場合、その被保険者についてこの特約は失効します。	上記の介護一時金支払特約の「保険金をお支払いできない主な場合」(1)、(2)および(3)に該当する場合は、保険金をお支払いできません。

重要事項説明

契約概要（死亡保障《グループ生命保険》） ども特約付年金払特約付団体定期保険

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
 本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。記載のない事項は、普通保険約款・各特約条項に基づき運営されます。ご不明な点および詳細については、株式会社ジョットインターナショナルまたは三井住友海上あいおい生命保険株式会社までお問い合わせください。

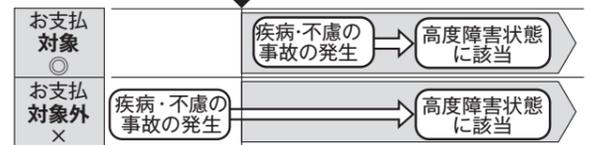
- 商品の仕組みおよび引受条件等
 - 商品の仕組み・加入対象者
 団体定期保険は、企業・団体の従業員・所属員等の方について、万一のときの保障を確保するために、企業・団体を保険契約者として運営する団体保険商品です。保険期間は1年です。いったん加入されると、以後特段の申し出がない限り、加入資格を喪失されるまで自動更新で継続してご加入いただくことが可能で、更新により一定年齢まで継続してご加入いただくことが可能です。
 詳しくは、パンフレットをご参照ください。
 - 主契約の保険金をお支払いする場合
 主な支払事由（保険金をお支払いする場合） および主な免責事由（保険金をお支払いできない場合）につきましてはP16をご参照ください。
 - 保険期間
 2023年7月21日から2024年7月20日までの1年間となります（日本時間）。なお、75歳6か月以下は更新可能です。
 - 引受条件
 保険金額につきましては、パンフレット・加入申込票（兼告知書）にてご確認ください。
- 保険料
 保険料は、加入保険金額・性別・年齢により決定されます。詳しくは、2023年度Yープラン保険料表（定年退職者の場合は、パンフレットのP25）をご確認ください。
- 保険料の払込方法
 保険料の払込方法は毎月の給与からの12回控除となります。
- 配当金
 この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いします。したがって、ご契約全体における1年間のお支払保険金額が多い場合、配当金はゼロとなることもあります。

注意喚起情報（死亡保障《グループ生命保険》） ども特約付年金払特約付団体定期保険

この「注意喚起情報」は、ご加入のお申込みの際に特にご注意いただきたい事項を記載しております。ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
 ご不明な点および詳細については、株式会社ジョットインターナショナルまたは三井住友海上あいおい生命保険株式会社までお問い合わせください。なお、この「注意喚起情報」およびパンフレットにおける「加入日」とは本契約に新規に加入された日のことで、新規加入時にご覧になられたパンフレット記載の保険期間の開始日となります。

- 加入の申込みの撤回等に関する事項（クーリング・オフ）
 Yープランの死亡保障は、矢崎総業株式会社を契約者とする団体定期保険契約であり、被保険者となられる方のご加入のお申込みにはクーリング・オフの適用はありません。
- 告知義務
 - 現在および過去の健康状態などについて、ありのままをお知らせいただくことを「告知」といい、加入申込者ご本人には告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障し合う制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方等が無条件に加入された場合、保険料負担の公平性が保たれません。ご加入・保険金額増額のお申込みにあたっては、告知書で引受保険会社がお尋ねすることについて、事実をありのままに、正確にもれなくお知らせ（告知）ください。また、告知に関する各重要事項につきましては、同時に加入される配偶者さまやお子さまがいる場合には、全員に内容を周知いただきますようお願いいたします。
 - 生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）・契約者の職員等は告知を受領する権利がなく、口頭でお話されても告知していただいたことにはなりません。告知をされる場合は、引受保険会社所定の書面「告知書」をご提出ください。
 - 傷病歴等がある場合でも、すべてお断りするものではありませんので、ありのままを正確に告知してください。（なお、その内容によってはお引受けできないこともあります。）
 - 告知いただくことがらは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合「告知義務違反」としてご契約が解除されることがあり、保険金が支払われない場合があります。また、既に払い込まれた保険料については、返金されない場合があります。
 ※なお、上記の場合以外にも、ご加入時の状況等により、保険金が支払われない場合があります。
 例えば、「現在の医療水準では治療が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金をお支払いできないことがあります。
 この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にも取消しとなる場合があります。また、取消しとなった場合には既に払い込まれた保険料については返金されません。
- 生命保険会社の職員・代理店・団体の事務担当者が、お客様の告知に際し、事実を告知することを妨げたり、あるいは事実と違うことを告知しよう勧めることはありませんので、この点も含め、告知事項は事実と相違ないことを誓約のうえお申込みください。

- 保障開始時期について
 - 提出された加入申込票および被保険者告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の「加入日」からご契約上の責任を負います。
 - 生命保険会社の職員・代理店には、保険への加入を決定し責任を開始させるような保険契約締結の代理権はありません。
- 保険金が支払われない場合
 次のような場合には、保険金のお支払いができません。
 ー加入（責任開始）日から1年以内における被保険者の自殺の場合
 ー契約者、被保険者、保険金受取人の故意の場合
 ー戦争その他の変乱の場合
 ー加入（責任開始）日前の、疾病や不慮の事故を原因として高度障害になったとき（その疾病や不慮の事故による傷害を告知いただいた場合でもお支払いの対象とはなりません。）



- ー契約者または被保険者から告知していただいた内容が事実と相違し、契約の全部またはその被保険者の部分が告知義務違反により解除された場合
 ー契約者または被保険者による詐欺の行為を原因として、契約の全部またはその被保険者の部分が取消しとされた場合、または、契約者または被保険者に保険金・給付金等の不法取得目的があって、契約の全部またはその被保険者の部分が無効とされた場合
 ー契約者、被保険者または保険金受取人が保険金等を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合など、重大事由に該当し、保険契約の全部または一部が解除されたとき

⑤ 脱退される場合の返れい金の有無

Yープランの死亡保障には、脱退による返れい金はありません。また満期保険金もありません。

⑥ 生命保険契約者保護機構

保険会社の業務又は財産の状況の変化により、ご加入にあたってお約束した保険金額が削減されることがあります。

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額・年金額等が削減されることがあります。これらの取扱いは、現在の法令に基づくものであり、今後法令の改正により、変更される可能性があります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

(お問い合わせ先) 生命保険契約者保護機構

TEL：03 - 3286 - 2820 [月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時]

ホームページアドレス：https://www.seihohogo.jp/

⑦ 指定紛争解決機関

この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス:https://www.seiho.or.jp/)なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

⑧ 保険金をお支払いする場合、またはお支払いできない場合は、募集パンフレット補足資料集(P16)の【保険金一覧】「保険金をお支払いする場合」 「お支払いできない主な場合」を参照ください。

⑨ 保険金の請求

契約者経由で行っていただく必要がありますので、保険金のお支払事由(お支払いできる場合)に該当された場合はすみやかに、契約者の窓口部署・事務局などへご連絡ください。なお、3年間ご請求がない場合には原則としてご請求の権利がなくなります。

<ご注意>

■共同取扱契約について

共同取扱契約の場合、事務幹事会社が委任を受けて事務を行います。各ご加入者の加入保険金額について、それぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負うものであり、相互に連携して責任を負うものではありません。また、将来に向かって、引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

この制度は矢崎総業株式会社(契約者)が生命保険会社と締結したこども特約付年金払特約付団体定期保険契約に関する事務取扱協定に基づいて運営します。

ご加入いただくお客さまへのお願い
配偶者さまやお子さまが同時にご加入される場合には、その方にもここに記載したことがらをお伝えください。

承認番号 2022-D-1596 (2023/01/06)

重要事項のご説明	契約概要のご説明(団体総合生活補償保険(MS&AD型))	2019年10月
-----------------	---	-----------------

■ご加入に際して保険商品の内容をご理解いただくための事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。加入される前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。

■この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、パンフレット、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)または保険証券(注)などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店(株式会社ジョットインターナショナル)または引受保険会社までお問い合わせください。

(注)ご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者に交付されます。

■申込人と被保険者(補償の対象となる方)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

① 商品の仕組み

(1)商品の仕組み

団体総合生活補償保険は、次のとおり構成されています。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

基本となる補償	基本となる特約	補償の概要
ケガの補償	傷害補償(MS&AD型)特約	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によってケガを被った場合に保険金をお支払いします。
病気の補償	疾病補償特約	被保険者が病気になり、その直接の結果として保険期間中に入院を開始した場合または手術などを受けた場合に保険金をお支払いします。
がんの補償	がん補償特約	被保険者ががんと診断確定され、その直接の結果として保険期間中に入院を開始した場合または手術などを受けた場合に保険金をお支払いします。

加入対象者の範囲はパンフレットをご参照ください。

(2)被保険者の範囲

①ご契約内容により被保険者となれる方が限定されている場合があります。また、特約によりご加入できる被保険者の年齢が決まっているものがあります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

②基本となる補償の被保険者の範囲は、ご本人です。

③次の特約の被保険者は上記②の被保険者の範囲に関わらず以下のとおりです。

【○:補償の対象/×:補償対象外】

特約	被保険者の範囲		
	本人	配偶者(注1)	本人またはその配偶者の同居の親族(注2)・別居の未婚(注3)の子
日常生活賠償特約 受託物賠償責任補償特約 弁護士費用特約	○(注4)	○(注4)	○(注4)
	○	○	○

(注1)配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。

(注2)親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

(注3)未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

(注4)被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

④上記以外でも特約により被保険者の範囲が決まっているものがあります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

② 基本となる補償 等

(1)保険金をお支払いする場合

「保険金をお支払いする場合」についての詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

(2)保険金をお支払いできない主な場合

基本となる補償の保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。また、セットする特約によりお支払いできない主な場合が異なります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

(注)「保険金をお支払いできない主な場合」において、自動車等とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

補償の種類	保険金をお支払いできない主な場合
(傷病補償)ケガの補償	●脳疾患、病気、心神喪失によるケガ ●自動車等の無資格運転中、酒気帯び運転中、麻薬等を使用しての運転中のケガ ●むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注1) ●細菌性食中毒・ウイルス性食中毒
(傷病補償)病気の補償	●保険期間(注2)の開始時より前に発病した病気の治療を目的とした入院・手術(注3) ●麻薬、覚せい剤、シンナー等の使用による病気(医師が治療で使用する場合を除きます) ●むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注1) ●妊娠、出産による病気(異常妊娠等は除きます) ●「特定疾病等対象外特約」がセットされた場合は、加入者証等に記載の病気
がんの補償	●保険期間(注2)の開始時より前に診断確定されたがん(注3) ●保険期間(注2)の開始時からその日を含めて90日を経過した日の翌日午前0時より前に診断確定されたがん

(注1)被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

(注2)継続加入の場合は継続されてきた最初の保険期間をいいます。

(注3)保険期間(注2)の開始時より前の発病について正しく告知して加入した場合や、特別な条件付きで加入した場合でも、保険金支払対象外となる場合があります。ただし、保険期間(注2)の開始時からその日を含めて365日を経過してからの入院・手術等は保険金をお支払いできることがあります。

(3)セットできる主な特約とその概要

Yープランでは、保険契約者である矢崎総業株式会社があらかじめセットできる特約を選定しご案内しています。パンフレットでご案内している特約以外はセットすることができません。特約の詳細についてはパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

(4)保険金額の設定

保険金額の設定については、次の点にご注意ください。詳細は取扱代理店(株式会社ジョットインターナショナル)または引受保険会社までお問い合わせください。また、お客さまの保険金額については、パンフレット、加入申込票等をご確認ください。

①保険金額・日額は、被保険者の年齢・収入・高額療養費制度等の公的保険制度(注1)などを踏まえて設定してください。

②所得補償特約をセットする場合の保険金額は、被保険者の方が加入する公的保険制度(注1)による給付内容や他の保険契約等の加入状況を勘案し、次のとおり設定してください。

所得補償特約	平均所得額(注2)の範囲内で、適正な額となるよう設定してください。なお、所得補償保険金額が被保険者の平均月間所得額(注3)を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。
--------	--

- (注1)公的保険制度の概要については、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。
(注2)平均所得額とは、お申込み直前12か月における被保険者の所得(*)の平均月間額をいいます。
(注3)平均月間所得額とは、被保険者が就業不能となる直前12か月における被保険者の所得(*)の平均月間額をいいます。
*所得とは、給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額をいいます。
※所得は、休業等により支出を免れる金額を差し引いたものをいいます。また、休業等の発生にかかわらず得られる収入は含みません。なお、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。
③病気の補償・がんの補償・本人介護一時金補償・親介護一時金支払特約・所得補償特約をセットする場合で、被保険者が一定の年齢以上のときは、保険期間終了後、継続してご加入できないことがありますのであらかじめご了承ください。詳細は取扱代理店(株式会社ジョットインターナショナル)または引受保険会社までお問い合わせください。
(5)保険期間
2023年7月21日午後4時から2024年7月21日午後4時までの1年間となります。(日本時間となります)

③ 保険料の決定の仕組みと払込方法 等

(1)保険料の決定の仕組み

保険料は、保険金額(加入型)、年齢等により決まります。詳細は取扱代理店(株式会社ジョットインターナショナル)または引受保険会社までお問い合わせください。

また、お客さまの保険料については、パンフレット、保険料表、加入申込票等をご確認ください。

(2)保険料の払込方法

保険料の払込方法は毎月の給与からの12回控除となります。

退職者の方はご指定いただいた預金口座より引落しさせていただきます。詳細は取扱代理店(株式会社ジョットインターナショナル)までお問い合わせください。

④ 満期返れい金・契約者配当金

Yープランの傷病補償・先進医療費用補償・がん補償・休業補償・本人介護補償・レジャー補償・弁護士費用補償・親介護一時金補償には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

⑤ 解約と解約返れい金

Yープランを脱退される場合は、取扱代理店(株式会社ジョットインターナショナル)にご連絡ください。脱退の条件により、引受保険会社の定めるところに従い、保険料を返還または未払込保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店(株式会社ジョットインターナショナル)または引受保険会社までお問い合わせください。

重要事項のご説明 注意喚起情報のご説明(団体総合生活補償保険(MS&AD型)) 2019年10月

- ご加入に際して申込人・被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。加入される前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、パンフレット、契約のしおり(普通保険約款・特約)または保険証券(注)などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、取扱代理店(株式会社ジョットインターナショナル)または引受保険会社までお問合わせください。
- (注)ご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者に交付されます。
- 申込人と被保険者(補償の対象となる方)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

1 告知義務(ご加入時にお申し出いただく事項)

- (1)申込人または被保険者には、告知義務があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- (2)告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めらるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります(注)。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

(注)次において、[1]に該当したときは、ご契約を解除することがあります。

告知事項									
[1]すべてのご契約	同じ被保険者について身体のケガまたは病気に対して保険金が支払われる他の保険契約等(注)の有無 (注)タフ・ケガの保険、学生・子ども総合保険、タフ・ケガの保険〔積立タイプ〕等をいい、団体契約、生命保険、共済契約を含みます。								
[2]「疾病補償特約」「がん補償特約」「介護一時金支払特約」「親介護一時金支払特約」「所得補償特約」をセットした場合	被保険者の生年月日、年令、健康状態告知。								
ご注意	<ul style="list-style-type: none"> ●健康状態告知は、健康状態告知書質問事項をよくお読みのうえ、回答を「健康状態告知書質問事項回答欄」に正しくご記入ください。その際、必ず被保険者本人が回答内容について事実と相違ないことを確認のうえ、ご署名ください。また、回答内容により、ご契約をお引受けできない場合や、特別な条件付きでお引受けする場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ●継続契約については、補償内容が拡大しない契約内容で継続する場合は告知事項とはなりません。 ●「親介護一時金支払特約」をセットする場合の健康状態告知の回答にあたっては、被保険者本人が必ず特約被保険者の方に健康状態に関する質問事項と「健康状態告知についてのご案内」に記載された事項をすべて説明し、回答内容をそのままご記入ください。 ※「親介護一時金支払特約」は、被保険者本人が特約被保険者を代理して回答ください。 ●「健康状態告知についてのご案内」にも注意事項を記載していますので、あわせてご確認ください。 ●健康状態告知について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、回答がなかった場合や回答内容が事実と異なる場合には、保険期間の開始時(※)から1年以内であれば、ご契約を解除することがあります。また、保険契約の開始時(※)から1年を経過していても、回答がなかった事実または回答内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が、保険期間の開始時(※)から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。 (※)継続加入の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。 								
[3]「所得補償特約」をセットした場合	被保険者の職業・職務(注) (注)職種級別は、保険料の算出や保険金のお支払いに際し、極めて重要な項目です。お申込みの際には改めてご確認ください。 ※下表に記載のないご職業は、取扱代理店(株式会社ジョットインターナショナル)までお問合わせください。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>級別</th> <th>職業例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>会社役員・管理職(作業危険のない方)、一般事務員、医師、飲食店主、卸・小売店主・従業員(危険物を取り扱わない方)等</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>研究者・技術者(危険物を取り扱わない方)、電気機械器具組立工(手工)、計器組立工、計器類修理工、理容師、調理人等</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>陶磁器成形工、化粧品製造工、板金工、製鋼工、鋳物工、金属工作機械工、建設作業員、建設機械運転工等</td> </tr> </tbody> </table>	級別	職業例	1級	会社役員・管理職(作業危険のない方)、一般事務員、医師、飲食店主、卸・小売店主・従業員(危険物を取り扱わない方)等	2級	研究者・技術者(危険物を取り扱わない方)、電気機械器具組立工(手工)、計器組立工、計器類修理工、理容師、調理人等	3級	陶磁器成形工、化粧品製造工、板金工、製鋼工、鋳物工、金属工作機械工、建設作業員、建設機械運転工等
級別	職業例								
1級	会社役員・管理職(作業危険のない方)、一般事務員、医師、飲食店主、卸・小売店主・従業員(危険物を取り扱わない方)等								
2級	研究者・技術者(危険物を取り扱わない方)、電気機械器具組立工(手工)、計器組立工、計器類修理工、理容師、調理人等								
3級	陶磁器成形工、化粧品製造工、板金工、製鋼工、鋳物工、金属工作機械工、建設作業員、建設機械運転工等								

2 クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等について)

Yプランは、ご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)はできません。ご契約内容をお確かめのうえ、お申込みください。

3 複数のご契約があるお客さまへ

補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※1 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

※2 補償が重複する可能性のある主な特約は、別紙「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

4 傷害死亡保険金受取人について

Yプランの傷病補償の傷害死亡保険金受取人は被保険者の法定相続人となります。傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める取扱を行っておりませんのでご了承ください。

5 現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約

- (1)現在のご契約について解約、減額などをする場合の不利益事項
多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込み保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- (2)新たな契約(団体総合生活補償保険)の申込みをする場合のご注意事項
 - ①被保険者の健康状態などにより、新たな契約をお引受けできない場合があります。
 - ②次の病気等に対しては、保険金をお支払いできないことがあります。

病気の補償	新たなご契約の保険期間の開始時より前に発病していた病気
がんの補償	新たなご契約の保険期間の開始時より前に診断確定されたがん
介護一時金支払特約 親介護一時金補償特約	新たなご契約の保険期間の開始時より前に発生した病気等を原因とする要介護状態
所得補償特約	新たなご契約の保険期間の開始時より前に被った病気またはケガ

③新たなご契約の始期日における被保険者の年令により計算した保険料(注)を適用し、新たな契約の普通保険約款・特約を適用します。そのため、新たな契約の商品内容が、現在のご契約と異なることがあります。

(注)保険料の改定により、同じ年令でも保険料が異なることがあります。

6 通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)

- (1)ご加入後、次の事項が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店(株式会社ジョットインターナショナル)または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

通知事項
〔所得補償特約をセットした場合〕 被保険者本人の職業・職務を変更した場合

- (2)ご加入後、次の事項が発生した場合には、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに取扱代理店(株式会社ジョットインターナショナル)または引受保険会社までご連絡ください。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> ①特約の追加など、契約条件を変更する場合 ②(所得補償特約をセットした契約のみ)ご加入時に保険金額を平均所得額より高く設定していたことが判明した場合またはご加入後に所得の平均所得額が著しく減少した場合 |
|---|

7 補償の開始・終了時期

- (1)補償の開始は、2023年7月21日の午後4時に始まります。(日本時間となります。)
- (2)補償の終了は、2024年7月21日の午後4時に終わります。(日本時間となります。)

8 保険金をお支払いできない主な場合

「契約概要のご説明」②基本となる補償等(2)保険金をお支払いできない主な場合をご確認ください。
主なものを記載しています。詳細はパンフレットまたはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

9 保険料の払込猶予期間等の取扱い

分割払でご契約の場合、引受保険会社が傷害死亡保険金をお支払いすべき事故が発生したときには、未払込分の保険料を請求することがあります。

10 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合には、保険契約者を通じ、取扱代理店(株式会社ジョットインターナショナル)または引受保険会社までお申出ください。

●ご契約の解約に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

●始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

11 被保険者からの解約

被保険者が保険契約者以外の方である場合において、次の①から⑥のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者にこの保険契約を解約することを求めることができます。この場合、保険契約者は、引受保険会社に対する通知をもって、この保険契約を解約しなければなりません。

【被保険者が解約を求めることができる場合】

- ①この保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ・引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を発生させ、または発生させようとした場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- ⑤保険契約者または保険金を受け取るべき方が、上記②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事から発生させた場合
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事がらにより、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

※1 上記①に該当する場合は、その被保険者は、引受保険会社に対する通知をもって、この保険契約を解約することができます。その際は本人であることを証明していただく資料等をご提出していただきます。

※2 解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

12 保険会社破綻時の取扱い

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。

この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は次のとおり補償されます。

補償内容	ケガの補償		病気の補償・がんの補償	
	保険金支払い	解約返れい金	保険金支払い	解約返れい金
補償割合	80%(注)	80%	90%	90%

(注)破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

※上記以外の保険金、解約返れい金等の補償割合については、引受保険会社または取扱代理店(株式会社ジョットインターナショナル)までお問合わせください。

<その他ご注意いただきたいこと>

① 危険を有する職業に変更した場合のご注意

被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等の職業に変更した場合は、その職業に従事中のケガについては保険金をお支払いできません。詳細は取扱代理店(株式会社ジョットインターナショナル)または引受保険会社までお問合わせください。

② ご契約内容および事故報告内容の確認について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適切かつ迅速・確実なお支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故にかかるご契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明の点は、引受保険会社までお問合わせください。

※具体的には、損害保険の種類、保険契約者名、被保険者名、保険金額、被保険者同意の有無、取扱損害保険会社等の項目について確認を行っています。

③ 無効・取消し・失効について

(1) 次のいずれかの場合は、この保険契約は無効となります。①は、既に払い込んだ保険料は返還できません。②は、保険料の全額を返還します。

① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合
② 被保険者本人の法定相続人以外の方を傷害死亡保険金受取人とする場合に、保険契約者以外の方を被保険者本人とする保険契約について、その被保険者本人の同意を得なかった場合

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によってご契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなる場合があります。この場合、既に払い込みいただいた保険料は返還できません。

(3) 被保険者が死亡(注1)した場合、この保険契約は失効となります。この場合は、既に払い込んだ保険料は普通保険約款・特約に定める規定により返還します。詳細は取扱代理店(株式会社ジョットインターナショナル)または引受保険会社までお問合わせください。(注2)

(注1) 傷害死亡保険金をお支払いするケガにより被保険者が死亡した場合は、傷害保険金部分の保険料は返還できません。

(注2) 上記以外にも保険金をお支払いした場合等に失効となる特約があります。詳細は、取扱代理店(株式会社ジョットインターナショナル)または引受保険会社までお問合わせください。

④ 重大事由による解除

次のことがある場合には、ご契約または特約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ・損害または事故等が発生させ、または発生させようとしたこと。

② 被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。

④ 複数の保険契約に加入することで被保険者の保険金額等の合計額が著しく過大となる場合

⑤ 上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させたこと。

⑤ 税法上の取扱い (2023年1月現在)

保険料負担者が個人の場合、払い込んだ保険料のうち、ご契約内容により所定の金額について、税法上の生命保険料控除の対象となります。

※上記「税法上の取扱い」は、今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

⑥ 請求権等の代位について

所得補償保険金等について、損害が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、引受保険会社がその損害に対して保険金をお支払いしたときは、その債権は引受保険会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 引受保険会社が損害の額の全額を保険金としてお支払いした場合

被保険者が取得した債権の全額

② 上記①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金をお支払いしていない損害の額を差し引いた額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

※1 所得補償保険金のお支払いの前に、被保険者が第三者から損害賠償を受け、その損害賠償に所得補償保険金に相当する額が含まれている場合は、引受保険会社はその額を差し引いた損失の額に対して所得補償保険金をお支払いします。

※2 上記以外の保険金についても請求権等の代位に関して規定されている場合があります。詳細はご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

⑦ 共同保険について

あいおいニッセイ同和損害保険(株)および他の損害保険会社との共同保険契約となる場合には、それぞれの引受保険会社は引割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。あいおいニッセイ同和損害保険(株)は、引受幹事保険会社として、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務または事務を行っています。

⑧ 事故が起こった場合

(1) 事故が起こった場合、30日以内に取扱代理店(株式会社ジョットインターナショナル)または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

(2) 他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申出ください。

(3) 賠償責任・法律相談費用・弁護士費用等を補償する特約の場合、賠償事故・被害事故に関わる示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は、必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすめください。

<示談交渉サービス>

日本国内において発生した日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けします。また、日本国内において発生した日常生活賠償特約の対象となる賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

- ・1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- ・相手の方が引受保険会社との交渉に同意しない場合
- ・相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- ・被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

(4) 携行品、受託物賠償責任を補償する特約の場合、対象となる盗難事故が発生したときは、遅滞なく警察に届け出てください。

(5) 被保険者が実際に被った損害などを補償する特約については、補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって、引受保険会社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細はご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

<引受保険会社がお支払いする保険金の額>(注1)

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、支払責任額(注2)をお支払いします。

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、支払責任額(注2)を限度に、実際の損害の額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた額をお支払いします。

(注1) お支払いする保険金の額は、補償の内容や他の保険契約等の保険金の支払条件によっては、上記と異なる場合があります。

(注2) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

⑨ 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金を受け取るべき方は、後記<別表「保険金請求書類」>のうち引受保険会社が求める書類をご提出していただく必要があります。なお、必要に応じて後記<別表「保険金請求書類」>以外の書類のご提出をお願いする場合がありますのでご了承ください。

⑩ 保険金のお支払時期

引受保険会社は被保険者または保険金を受け取るべき方より保険金請求書類の提出を受けた後その日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は取扱代理店(株式会社ジョットインターナショナル)または引受保険会社までお問合わせください。

⑪ 保険金の代理請求

被保険者に保険金をご請求できない次のような事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金を請求することができる制度(「代理請求制度」といいます)があります(被保険者に法定代理人がいる場合や第三者に保険金の請求を委任している場合は、この制度は利用できません)。

● 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合

● 引受保険会社が認める傷病名等の告知を受けていない場合 など

【被保険者の代理人となりうる方】

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)

② 上記①の方がいない場合や、上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ 上記①および②の方がいない場合や、上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者(注)または上記②以外の3親等内の親族

(注) 法律上の配偶者に限ります。

万一、被保険者が保険金を請求できない場合に備えて、上記に該当する方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせくださるようお願いいたします。被保険者の代理人からの保険金請求に対して引受保険会社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金請求を受けたとしても、引受保険会社は保険金をお支払いできません。

⑫ 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細はご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

《別表「保険金請求書類」》

(1) 保険金請求書 (個人情報取扱いに関する同意を含みます。)	(6) 疾病に関する保険金を請求する場合に必要なとなる書類 ① 保険金支払額の算出に必要な書類 書類の例 ・引受保険会社の定める診断書または領収書 ・先進医療費用の支出を証する書類 など ② その他の書類 書類の例 ・調査同意書(引受保険会社が疾病の状況や程度などの調査を行うために必要な同意書) など	② 保険金支払額の算出に必要な書類 書類の例 ・修理見積書、請求明細書、領収書 ・損害賠償内容申告書 ・示談書またはこれに代わるべき書類 ・休業損害確認資料(休業損害証明書、源泉徴収票、所得証明書、確定申告書) ・交通費、諸費用の明細書 ・購入時の領収書、保証書、仕様書 ・図面(配置図、建物図面) ・引受保険会社の定める診断書、診療報酬明細書、後遺障害診断書、施術証明書兼施術費明細書 ・レントゲンなどの検査資料 ・死亡診断書または死体検案書 ・葬儀費明細書、領収書 ・その他の費用の支出を示す書類 ・受領している年金額の確認資料 ・労災からの支給額の確認資料 など
(2) 引受保険会社の定める傷害(疾病・損害など)状況報告書 ※事故日時、発生場所、原因等を申告する書類をいいます。また、事故状況を確認するためにこの報告書の他、(5)～(9)に掲げる書類も必要な場合があります。	(7) 所得に関する保険金を請求する場合に必要なとなる書類 ① 保険事故の発生を示す書類 書類の例 ・公的機関が発行する証明書(事故証明書など) など ② 保険金支払額の算出に必要な書類 書類の例 ・引受保険会社の定める診断書 ・所得確認書類(源泉徴収票、確定申告書、決算書など) など ③ その他の書類 書類の例 ・調査同意書(事故またはケガ・病気などの調査を行うために必要な同意書) など	③ その他の書類 書類の例 ・権利移転書 ・先取特権に関わる書類(被害者への賠償金のお支払いを証明する書類、被害者承諾を証明する書類) ・調査同意書(引受保険会社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書) など
(3) 被保険者であることを確認する書類 書類の例 ・家族関係の証明書類(住民票、戸籍謄本) など	(8) 損害賠償責任に関する保険金を請求する場合に必要なとなる書類 ① 保険事故の発生を示す書類 書類の例 ・公的機関が発行する証明書(罹災証明書・事故証明書)またはこれに代わるべき書類(被害届出受理番号を記入した書類) ・賃貸借契約書、マンション管理規約、居住者名簿 ・預かり伝票など受託物であることの確認資料 ・事故原因、発生場所、被害状況の見解書、写真 など	(9) その他費用に関する保険金を請求する場合に必要なとなる書類 書類の例 ・公的機関が発行する証明書(事故証明書、盗難届証明書など) ・ホールインワン・アルパトロス証明書 ・扶養者などの戸籍謄本 ・損害物の写真 ・要介護状態の内容を証明する医師の診断書および診療報酬明細書または公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類(注) など (注) 公的介護保険制度を定める法令の規定による被保険者証、公的介護保険制度の要介護認定等の申請に要した書類の写しおよび被保険者が受領した公的介護保険制度の要介護認定等に関する通知書その他要介護状態区分を証明する書類をいいます。
(4) 保険金の請求権をもつことの確認書類 書類の例 ・印鑑証明書、資格証明書 ・戸籍謄本 ・委任状 ・未成年者用念書 【質権が設定されている場合】 ・質権者への支払確認書 ・保険金直接支払指図書 ・債務額現在高通知書 など	(5) ケガに関する保険金を請求する場合に必要なとなる書類 ① 保険事故の発生を示す書類 書類の例 ・公的機関が発行する証明書(事故証明書など) ・死亡診断書または死体検案書 など ② 保険金支払額の算出に必要な書類 書類の例 ・引受保険会社の定める診断書 ・領収書 ・後遺障害診断書 ・レントゲン等の検査資料 など	② 保険金支払額の算出に必要な書類 書類の例 ・被用品の価格を証明する書類 ・修理見積書 ・領収書 など
(5) ケガに関する保険金を請求する場合に必要なとなる書類 ① 保険事故の発生を示す書類 書類の例 ・公的機関が発行する証明書(事故証明書など) ・死亡診断書または死体検案書 など ② 保険金支払額の算出に必要な書類 書類の例 ・引受保険会社の定める診断書 ・領収書 ・後遺障害診断書 ・レントゲン等の検査資料 など	(6) 疾病に関する保険金を請求する場合に必要なとなる書類 ① 保険金支払額の算出に必要な書類 書類の例 ・引受保険会社の定める診断書または領収書 ・先進医療費用の支出を証する書類 など ② その他の書類 書類の例 ・調査同意書(引受保険会社が疾病の状況や程度などの調査を行うために必要な同意書) など	③ その他の書類 書類の例 ・他の保険契約等がある場合はその内容がわかるもの ・調査同意書(引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な同意書) など
(6) 疾病に関する保険金を請求する場合に必要なとなる書類 ① 保険金支払額の算出に必要な書類 書類の例 ・引受保険会社の定める診断書または領収書 ・先進医療費用の支出を証する書類 など ② その他の書類 書類の例 ・調査同意書(引受保険会社が疾病の状況や程度などの調査を行うために必要な同意書) など	(7) 所得に関する保険金を請求する場合に必要なとなる書類 ① 保険事故の発生を示す書類 書類の例 ・公的機関が発行する証明書(事故証明書など) ・死亡診断書または死体検案書 など ② 保険金支払額の算出に必要な書類 書類の例 ・引受保険会社の定める診断書 ・所得確認書類(源泉徴収票、確定申告書、決算書など) など ③ その他の書類 書類の例 ・調査同意書(事故またはケガ・病気などの調査を行うために必要な同意書) など	④ その他の書類 書類の例 ・調査同意書(引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な同意書) など
(7) 所得に関する保険金を請求する場合に必要なとなる書類 ① 保険事故の発生を示す書類 書類の例 ・公的機関が発行する証明書(事故証明書など) ・死亡診断書または死体検案書 など ② 保険金支払額の算出に必要な書類 書類の例 ・引受保険会社の定める診断書 ・領収書 ・後遺障害診断書 ・レントゲン等の検査資料 など	(8) 損害賠償責任に関する保険金を請求する場合に必要なとなる書類 ① 保険事故の発生を示す書類 書類の例 ・公的機関が発行する証明書(罹災証明書・事故証明書)またはこれに代わるべき書類(被害届出受理番号を記入した書類) ・賃貸借契約書、マンション管理規約、居住者名簿 ・預かり伝票など受託物であることの確認資料 ・事故原因、発生場所、被害状況の見解書、写真 など	⑤ その他の書類 書類の例 ・調査同意書(引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な同意書) など
(8) 損害賠償責任に関する保険金を請求する場合に必要なとなる書類 ① 保険事故の発生を示す書類 書類の例 ・公的機関が発行する証明書(事故証明書など) ・死亡診断書または死体検案書 など ② 保険金支払額の算出に必要な書類 書類の例 ・引受保険会社の定める診断書 ・領収書 ・後遺障害診断書 ・レントゲン等の検査資料 など	(9) その他費用に関する保険金を請求する場合に必要なとなる書類 書類の例 ・被用品の価格を証明する書類 ・修理見積書 ・領収書 など	⑥ その他の書類 書類の例 ・調査同意書(引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な同意書) など
(9) その他費用に関する保険金を請求する場合に必要なとなる書類 ① 保険事故の発生を示す書類 書類の例 ・公的機関が発行する証明書(事故証明書など) ・死亡診断書または死体検案書 など ② 保険金支払額の算出に必要な書類 書類の例 ・引受保険会社の定める診断書 ・領収書 ・後遺障害診断書 ・レントゲン等の検査資料 など	(10) 保険金のお支払時期 引受保険会社は被保険者または保険金を受け取るべき方より保険金請求書類の提出を受けた後その日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は取扱代理店(株式会社ジョットインターナショナル)または引受保険会社までお問合わせください。	⑦ その他の書類 書類の例 ・調査同意書(引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な同意書) など
(10) 保険金のお支払時期 引受保険会社は被保険者または保険金を受け取るべき方より保険金請求書類の提出を受けた後その日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は取扱代理店(株式会社ジョットインターナショナル)または引受保険会社までお問合わせください。	(11) 保険金の代理請求 被保険者に保険金をご請求できない次のような事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金を請求することができる制度(「代理請求制度」といいます)があります(被保険者に法定代理人がいる場合や第三者に保険金の請求を委任している場合は、この制度は利用できません)。 ● 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合 ● 引受保険会社が認める傷病名等の告知を受けていない場合 など	⑧ その他の書類 書類の例 ・調査同意書(引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な同意書) など
(11) 保険金の代理請求 被保険者に保険金をご請求できない次のような事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金を請求することができる制度(「代理請求制度」といいます)があります(被保険者に法定代理人がいる場合や第三者に保険金の請求を委任している場合は、この制度は利用できません)。 ● 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合 ● 引受保険会社が認める傷病名等の告知を受けていない場合 など	(12) 保険金請求権の時効 保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細はご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。	⑨ その他の書類 書類の例 ・調査同意書(引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な同意書) など

<ご加入いただく内容に関する確認事項（ご意向の確認）>

この保険商品およびご契約プランは、引受保険会社で把握したお客さま情報およびご意向に基づき提案させていただいております。加入申込票にご記入の内容が、最終的にお客さまのご意向に沿った内容であるか再度ご確認、ご了解のうえご加入ください。また、払い込む保険料が正しいものとなるよう保険料算出に関わる事項などについてもご確認ください。その結果、修正すべき点があった場合は、加入内容を訂正させていただきます。なお、ご不明な点などございましたら保険契約者、取扱代理店（株式会社ジョットインターナショナル）または引受保険会社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

●今回お申込みのご契約についてご確認をお願いいたします。

1. 被保険者に関する「氏名」「生年月日」「年齢」「性別」（注）、所得補償特約をセットする場合の「職業・職務」について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。

（注）親介護一時金支払特約をセットする場合は特約被保険者の「氏名」「生年月日」「年齢」をご確認ください。

2. 「他の保険契約等」「保険金請求歴」について、正しい内容となっていることをご確認ください。

3. 下記項目について、お客さまのご意向どおりとなっていることをご確認ください。

①補償内容（お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない場合など）

②保険金額（ご契約金額）（型やパターンなど）

③被保険者の範囲（ご本人のみの補償、ご家族を含めての補償など）

※保険期間、保険料に関する事項および契約者配当金制度の有無については「契約概要のご説明」に記載のとおりのご設定であることをご確認ください。

4. 所得補償特約をセットする場合の所得補償保険金額は、平均所得額の範囲内で設定されていることをご確認ください。

※所得補償保険金額の設定については「契約概要のご説明」②基本となる補償等（4）保険金額の設定をご確認ください。

5. 補償が重複する可能性のある特約をセットした他のご契約の有無をご確認いただき、特約のセット要否をご確認ください。

●現在ご加入のご契約（満期を迎えるご契約）にご不明な点がある場合には、保険契約者、取扱代理店（株式会社ジョットインターナショナル）または引受保険会社までお申出ください。

お問合わせ窓口

保険商品・契約内容に関するお問合わせ

【取扱代理店】	株式会社ジョットインターナショナル
【電話番号】	0120-021-900 ※おかけ間違いにご注意ください。

引受保険会社の連絡・相談・苦情窓口

引受保険会社へのご相談・苦情がある場合

0120-101-060 (無料)

- 受付時間 平日9:00～17:00
- 土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます。
- ご加入の団体名(矢崎総業株式会社)をお知らせください。「加入者証」等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。
- 一部のご用件は営業店等からのご対応となります。

事故が起こった場合

遅滞なくご加入の取扱代理店または下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保
あんしんサポートセンター **0120-985-024 (無料)**

- 受付時間 24時間365日
- おかけ間違いにご注意ください。
- IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。

指定紛争解決機関

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）〕 0570-022-808

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ●受付時間 [平日9:15～17:00（土・日・祝日および年末年始を除きます）] ●電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。 ●携帯電話からも利用できます。 ●電話リレーサービス、IP電話からは03-4332-5241におかけください。 | <ul style="list-style-type: none"> ●おかけ間違いにご注意ください。 ●詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html) |
|---|---|

<引受保険会社>

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社